

港区新型インフルエンザ等 対策行動計画

港 区
平成 26 年（2014 年）11 月

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

目 次

I はじめに	- 2 -
1 新型インフルエンザ等感染症対策特別措置法の施行	- 2 -
2 取組の経緯	- 2 -
3 港区新型インフルエンザ等対策行動計画の作成	- 3 -
II 基本的な方針	- 4 -
1 計画の基本的な考え方	- 4 -
(1)根 拠	- 4 -
(2)対象とする感染症	- 4 -
(3)基本的考え方	- 4 -
(4)地域特性を踏まえた感染防止対策の推進	- 5 -
2 対策の目的	- 5 -
3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	- 5 -
(1)新型インフルエンザ等発生時の被害想定	- 6 -
(2)新型インフルエンザ等発生時の社会への影響	- 7 -
4 発生段階の考え方	- 7 -
5 対策実施上の留意点	- 9 -
(1)基本的人権の尊重	- 9 -
(2)危機管理としての特措法の性格	- 9 -
(3)関係機関相互の連携の確保	- 9 -
(4)記録の作成・保存	- 9 -
III 国・都・区等の役割	- 10 -
1 基本的責務	- 10 -
(1)国の役割	- 10 -
(2)都の役割	- 10 -
(3)区の役割	- 10 -
(4)医療機関の役割	- 10 -
(5)指定公共機関及び指定地方公共機関の役割	- 11 -
(6)事業者	- 11 -
(7)区 民	- 11 -
2 区の実施体制	- 11 -
(1)実施体制の整備	- 11 -
(2)対策の推進	- 12 -
(3)危機管理体制	- 13 -
(4)区対策本部の主要所掌事務	- 14 -
IV 対策の基本項目	- 18 -
1 サーベイランス・情報収集	- 18 -
2 情報提供・共有	- 19 -
3 区民相談	- 22 -
4 感染拡大防止	- 23 -
5 予防接種	- 24 -
6 医 療	- 26 -
7 区民生活及び経済活動の安定確保	- 30 -
V 緊急事態宣言時の対応	- 30 -
VI 各段階における対策	- 34 -
1 未発生期	- 36 -
1 サーベイランス・情報収集	- 36 -
2 情報提供・共有	- 36 -

3	区民相談	- 37 -
4	感染拡大防止	- 37 -
5	予防接種	- 38 -
6	医療体制	- 39 -
7	区民生活及び経済活動の安定確保	- 40 -
2	海外発生期	- 41 -
1	サーベイランス・情報収集	- 41 -
2	情報提供・共有	- 41 -
3	区民相談	- 42 -
4	感染拡大防止	- 43 -
5	予防接種	- 43 -
6	医療	- 44 -
7	区民生活及び経済活動の安定確保	- 44 -
3	国内発生早期(都内未発生期)	- 45 -
1	サーベイランス・情報収集	- 45 -
2	情報提供・共有	- 45 -
3	区民相談	- 46 -
4	感染拡大防止	- 46 -
5	予防接種	- 47 -
6	医療	- 47 -
7	区民生活及び経済活動の安定確保	- 48 -
4	都内発生早期	- 49 -
1	サーベイランス・情報収集	- 49 -
2	情報提供・共有	- 49 -
3	区民相談	- 50 -
4	感染拡大防止	- 50 -
5	予防接種	- 51 -
6	医療	- 52 -
7	区民生活及び経済活動の安定確保	- 52 -
5	都内感染期	- 54 -
1	サーベイランス・情報収集	- 54 -
2	情報提供・共有	- 54 -
3	区民相談	- 55 -
4	感染拡大防止	- 55 -
5	予防接種	- 56 -
6	医療	- 56 -
7	区民生活及び経済活動の安定確保	- 57 -
6	小康期	- 59 -
1	サーベイランス・情報収集	- 59 -
2	情報提供・共有	- 59 -
3	区民相談	- 60 -
4	感染拡大防止	- 60 -
5	予防接種	- 60 -
6	医療	- 60 -
7	区民生活及び経済活動の安定確保	- 60 -
	《 参 考 》	- 62 -

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行

新型インフルエンザ^{※脚注1}は、毎年流行を繰り返しているウイルスとは抗原性の全く異なるウイルスが出現し、かつヒトからヒトに罹りやすくなったものであり、約10～40年の周期で発生しています。

そのような新型のウイルスが発生すると、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を持っていないため、大流行（パンデミック）^{※脚注2}となり、甚大な健康被害やこれに伴う社会的損失をもたらすことが強く懸念されています。

過去に発生した新型インフルエンザでは、記録に残っている上で1918年に発生したスペインインフルエンザパンデミックが最大で、世界中で約4千万人が死亡したと推定されており、我が国でも約39万人が死亡しました。また、1957年にはアジアインフルエンザ、1968年には香港インフルエンザがそれぞれ発生し、パンデミックとなり、医療提供機能の低下をはじめ、社会機能や経済活動における様々な社会的損失をもたらしてきました。

交通網の目覚しい発達や輸送力の向上は、多くの人々の交流や往来を容易にし、新型インフルエンザが発生した場合には、世界的なパンデミックが短期間に爆発的に起ることが予測されます。

また、未知の感染症である新感染症^{※脚注3}の場合、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様、社会的影響が大きくなる可能性があります。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性^{※脚注4}が高くかつ感染力の強い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、特措法第2条第1項第6号及び第7号に規定する指定公共機関、指定地方公共機関^{※脚注5}、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置並びに新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものです。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図っています。合わせて、新型インフルエンザ等緊急事態に対処するため、地方公共団体が支弁する費用に対し、必要な財政措置も講じることとなっています。

なお、特措法は、平成25年4月に中国で発生した鳥インフルエンザ^{※脚注6}A(H7N9)が重症なヒト感染症として広がるような場合にも対応できるため、予定より早めに施行されました。

2 取組の経緯

(1) 国の取組み

国は、平成17年4月に、感染症法に基づく「感染症の予防の総合的推進を図るための基本的な指針」等を改正し、ワクチン開発や抗インフルエンザウイルス薬^{※脚注7}の備蓄等、新型インフルエンザへの対策を段階的に進めてきました。

その後、数次の部分的な改正を行い、平成20年「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第

30号。))で新型インフルエンザ対策の強化を図られたことを受け、平成21年2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改正しました。

同年4月に世界的に大流行した新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生しましたが、病原性は季節性インフルエンザ並みでも、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられました。そのため、病原性が高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえ、対策の実効性を高める検討を重ね、平成24年5月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立されるに至っています。また、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を作成し、国が新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置が示されています。

(2) 東京都の取組み

東京都(以下「都」という。)においても、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」を踏まえ、平成17年12月に「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を取りまとめ、平成18年6月に「指定感染症インフルエンザ(H5N1)対応マニュアル」、平成19年3月に「新型インフルエンザ対応マニュアル」、平成20年5月には「東京都における新型インフルエンザ発生時の医療提供体制ガイドライン」を策定し、さらに、平成23年4月に「新型インフルエンザ保健医療体制ガイドライン」を策定し、政府行動計画を踏まえ、平成25年11月に新たに「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「都行動計画」という。)を作成しました。

3 港区新型インフルエンザ等対策行動計画の作成

(1) これまでの取組み

平成21年3月に国や都の要請を受け、「港区新型インフルエンザ対策行動計画(第1次)」を策定し、同年4月に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)の区内発生に対応してきました。

平成25年3月に特措法の規定により「港区新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、新型インフルエンザ等が発生時の緊急事態に対応する体制整備を図りました。また、平成22年3月に策定した「港区業務継続計画【新型インフルエンザ編】」(以下「業務継続計画」という。)を平成25年3月に改訂し、新型インフルエンザ対策を推進してきました。

(2) 新たな取組み

区は、平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、国においては政府行動計画を、東京都では、都行動計画を作成したことを踏まえ、特措法第8条の規定により、港区新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「本行動計画」という。)を作成します。

本行動計画は、区が実施する措置を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示します。

なお、鳥インフルエンザ(ヒトからヒトへの感染が無い、あるいは稀なもの)は、特措法の対象ではありませんが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、東京都と連携して情報の収集・共有を行い、必要に応じて庁内関係課や関係会議等の開催により、対策を協議、実施します。

また、本行動計画は、今後の科学的知見の集積による政府行動計画及び都行動計画の見直し等を踏まえ、適時・適切に変更を行います。

II 基本的な方針

1 計画の基本的な考え方

(1) 根 拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画です。

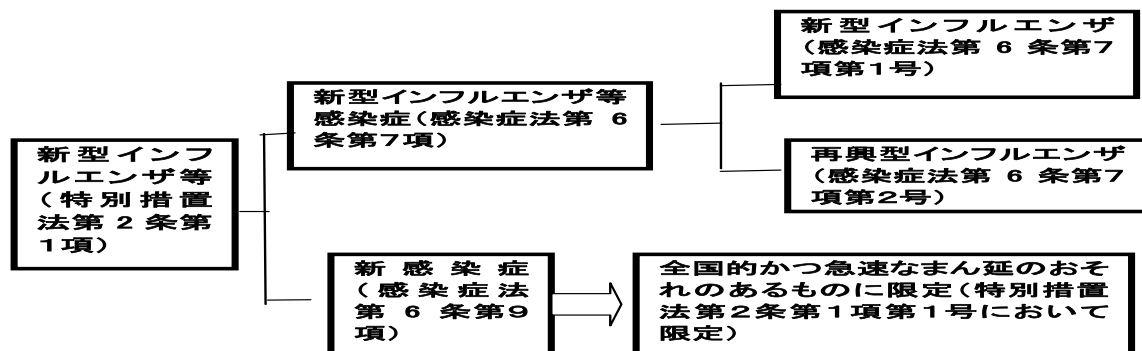
(2) 対象とする感染症

本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画及び都行動計画と同じく、以下のとおりです。

なお、本計画に規定する感染症以外のエボラ出血熱等は感染症法で対応します。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。

新型インフルエンザ特別措置法の対象となる疾病



(3) 基本的考え方

本行動計画は、政府行動計画や都行動計画に基づき、区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や区が実施する対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合には弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示します。また、国、都、指定公共機関、指定地方公共機関、医療機関等、事業者及び区民の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が相互に緊密に連携して推進します。

(4) 地域特性を踏まえた感染防止対策の推進

区は、外国人を含め237,145人（平成26年4月1日現在）が住むまちであり、今後とも人口は増加傾向にあります。また、約4万社を超える事業所が集積しています。

羽田空港と直結し、東京港や新幹線品川駅により全国との結節点として高い交通の利便性や宿泊施設の集積があいまって、国内外から多くの人が集いやすいまちです。

このため、国内外の感染が疑われる患者との接触は、急速な感染拡大を招く恐れがあります。また、人口の約8%を外国人が占めており、一人暮らし高齢者や観光等を目的とする来訪者が多く、区内の居住形態の9割が共同住宅である等、情報が十分に

行き届かないことによって感染が拡大する恐れがあります。

そのため、このような多様な区民や事業者等に対し、迅速かつ正確に、情報提供し、相談に対応する必要があります。

さらに、区内には多数の医療機関が存在しており、新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合には、迅速に情報を共有化し、各医療機関の役割を踏まえた対応が必要なことから、ICTを活用し医療機関等と必要な情報を収集・共有化し、連携するシステムを整備します。

(5) 計画の推進及び改定

本行動計画には、国や都からの情報を基に、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていきます。また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から教育・訓練の実施などを通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて修正します。また、本行動計画に基づいて、行政機能を維持・継続するための港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）を見直すとともに、新型インフルエンザ等対策を推進するため、各業務マニュアルを整備します。

2 対策の目的

1 感染の拡大を抑制し、区民の生命及び健康を保護する。

2 区民生活や経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

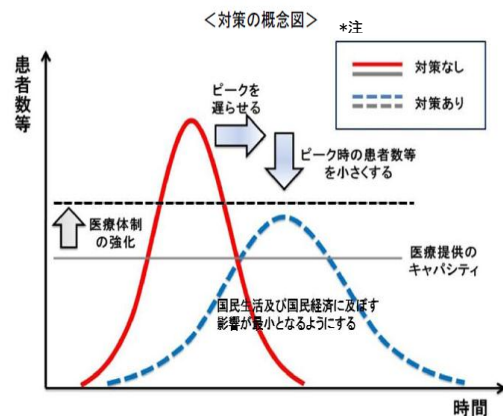
新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されます。

長期的には区民の多くが患するものですが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合には、医療提供のキャパシティを超える事態が想定されます。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要です。

また、り患することにより事業者では欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなります。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められます。

(1) 感染拡大を抑制し、区民の生命及び健康を保護する。

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。
- ② 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。



(2) 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

*注：「対策の概念図」は新型インフルエンザ等対策政府行動計画より引用

- ① 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らします。
- ② 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は区民生活及び区民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱や咳といった初期症状や飛沫感染^{※脚注8}、接触感染^{※脚注9}が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ^{※脚注10}共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（A/H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率^{※脚注11}となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

本行動計画を作成するに当たり、都行動計画を参考に、人口が集中する東京の特性を考慮し、区民の約30%が患するものと想定して流行予測を行っています。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難ですが、新感染症の中で、病原性が高く全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされています。

そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することになります。今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要があります。

(流行予測)

区の人口は、平成26年4月1日現在で237,145人（外国人を含む）ですが、昼間人口は約90万人に達しています。

人口の30%が患すると想定すれば、患者数は、71,144人と推計されますが、在勤・在学者を含めると、それを大きく超える患者が発生すると予想されます。

(被害想定)

被害想定については、り患した患者が全て医療機関を受診するものとして、被害想定を行いました。入院患者数は、国が患者調査から試算した「入院患者：外来患者」の比率を参考に、死亡割合はアメリカでの「アジアかぜ」の死亡率を参考に算出しました。また、1日最大患者数は、有病期間を軽症者は7日間、重症者では14日間、死亡の場合は21日間と仮定して計算しています。

【流行規模・被害想定】

		区人口	昼間人口
人口 (A)		237,145 人	886,173 人
医療機関を受診する罹患者及び割合 (A×30%)		71,144 人	265,852 人
入院患者数		5,478 人	20,471 人
死亡者数 (*インフルエンザ関連死亡者数)		261 人	975 人
ピーク時	1日最大新規患者数	923 人	3,456 人
	1日最大患者数	7,019 人	26,586 人
	1日新規入院患者数	71 人	266 人
	1日最大必要病床数	498 床	1,861 床
欠勤率		40%	

* 区人口は平成26年4月1日現在、昼間人口は平成22年国勢調査

* 新型インフルエンザ関連死亡者数

新型インフルエンザの流行によって、新型インフルエンザによる直接死亡だけでなく、新型インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などをしんとする死亡も増加することが知られており、新型インフルエンザの流行評価指標の一つとされています。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論がありますが、以下のような影響が一つの例として想定されます。

- 区民の30%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患します。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤します。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰します。
- ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられますが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者及び不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には、従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

政府行動計画では、発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを5つの段階に分類して定めているとともに、国内発生期及び国内感染期においては、地域の発生状況により3段階に分類しています。

新型インフルエンザ等の病原性や感染力、区の地域特性を考慮すると、新型インフルエンザ等が区外で発生した場合でも、区内発生までは短期間であることが予想されます。

感染拡大を抑制するためには、区内で患者が未発生であった場合でも、都内で患者発生時と同様の対策を早急に進めることが不可欠です。

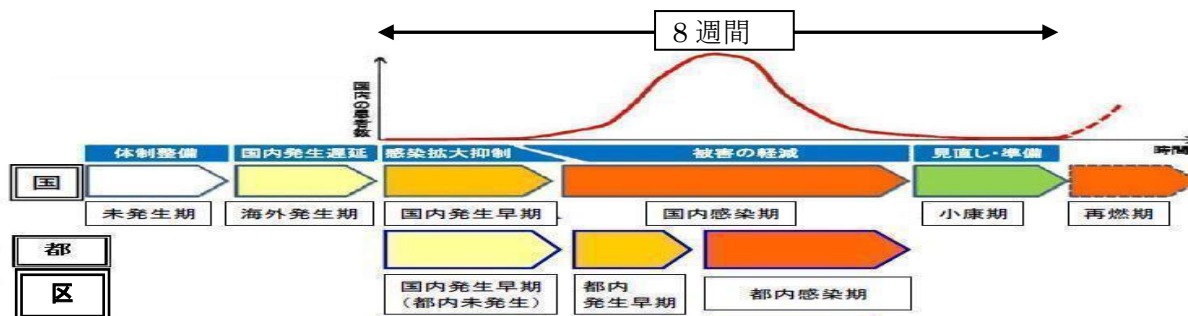
そのため、発生段階は、都行動計画に定める「未発生期」「海外発生期」「国内発生早期（都内未発生期）」「都内発生早期」「都内感染期」及び「小康期」の6段階を基本とします。

国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定します。また、新型インフルエンザ等の発生状況は地域により様々であり、区の発生段階の移行については、その状況に応じた感染防止対策や医療提供等に柔軟に対応する必要があります。

発生段階の移行は、必要に応じ国と協議し、東京都新型インフルエンザ等対策本部が決定しますので、その都度、「港区新型インフルエンザ等対策本部でも発生段階の移行を確認し、推進します。

段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという点に留意する必要があります。

＜国、都及び区における発生段階＞



【新型インフルエンザ等の発生段階の状態】

政府行動計画		区行動計画 都行動計画	状 態	
国	地 方			
未発生期		未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期		海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	地域未発生期	国内発生早期 (都内未発生期)	国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
	地域発生早期	都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	地域感染期	都内感染期	【医療体制】 第1ステージ (通常の院内体制)	【医療体制】 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、保健所の入院勧告体制が解除された状態
			第2ステージ (院内体制の強化)	流行注意報発令レベル(10人/定点)を目安とし、入院サーベイランス ^{※脚注13} 等の結果から入院患者が急増している状態
			第3ステージ (緊急体制)	流行警報発令レベル(30人/定点)を目安とし、更に定点上昇中、かつ、入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態
小康期		小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

5 対策実施上の留意点

区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生したとき、特措法その他の法令、政府行動計画、都行動計画及び本行動計画・業務継続計画に基づき、国、都、他区市町村、指定公共機関等と相互に連携協力して対策を的確かつ迅速に実施します。また、区内関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進します。この場合において、次の点に留意します。

(1) 基本的人権の尊重

都知事が感染を防止するため、医療関係者への医療等の実施、不要不急の外出の自粛、学校、興行場等の使用制限等の要請、緊急物資の運送、特定物資の売渡し等、緊急事態の措置の要請があった場合、区は基本的人権を尊重しつつ、区民の権利と自由の制限を加える場合は、対策実施上、必要最小限とします。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、新型インフルエンザ等対策を実施する際に、区民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く、感染力が強い場合、区民の生命と健康に及ぼす影響を最小限にし、社会・経済活動の縮小・停滞を招くことを抑制する危機管理の制度であり、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう危機管理対策として制度設計されています。

新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効な場合には、緊急事態の措置を講じる必要がない場合もあり得ます。

したがって、どのような場合でも、緊急事態の措置を講じるものではなく、また講じたとしても、全てを一気に講じるものではないことに留意します。

(3) 関係機関相互の連携の確保

港区新型インフルエンザ等対策本部（以下「区対策本部」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。また、区対策本部長は、区内における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に当たり、特に必要があると認める場合には、都対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請します。加えて、未発生の段階から、特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がなされる場合に備え、都との情報や意見交換を行い、必要事項について調整を行います。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、区対策本部等における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

Ⅲ 国、都、区等の役割

1 基本的な責務

新型インフルエンザ等から多くの区民の生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、区のみならず、国、都、医療機関、指定公共機関、事業者、区民等の各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、区民生活及び経済活動を維持しなければなりません。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがり患する可能性があり、お互いに協力・連携して、それぞれの役割を果たすことが求められます。

(1) 国の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務があります。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチン^{※脚注 14}その他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、国際協力の推進に努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で特措法第 18 条の規定により基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進めます。

さらに、状況に応じて特措法第 28 条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、指定公共機関を含む厚生労働大臣の登録を受けているものの業務に従事する者に対する特定接種^{※脚注 15}を速やかに進めます。

(2) 都の役割

平時は、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進します。また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行います。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進します。

(3) 区の役割

区民の生命と健康を守るため、住民に最も身近な存在として、感染症予防のための普及啓発をはじめ、相談窓口の設置、地域住民に対するワクチン接種や生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者（介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活が困難な高齢者や障害者）への支援など、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施します。また、実施にあたっては、都や他区市町村と緊密な連携を図り対応します。

また、みなと保健所は、地域医療体制の確保やまん延防止等に関し、都に準じた役割を果たすことが求められることから、都と地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、未発生期から連携を図ります。

(4) 医療機関の役割

健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進します。

また、発生時においても医療提供を確保するため、診療継続計画の策定や地域に

における医療連携体制の整備を進めることが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて地域の医療機関が連携して、患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めます。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関の役割

平時、電気・ガス・通信・鉄道事業者等の指定公共機関等は、特措法第9条の規定により新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進します。また、発生時には、国、都及び区と連携協力し、区民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続します。

(6) 事業者の役割

① 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる病院・診療所等の医療の提供の業務又は福祉サービス事業者など国民生活及び経済等社会機能の安定に寄与する業務を行う事業者で、厚生労働大臣の定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けている者（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の区民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要です。

発生時には、事業活動の継続に努め、国、都及び区が実施する対策に協力します。

② 一般の事業者

平時は、発生時に備えて、職場における感染対策や体制の整備に努めます。

発生時には、職場の感染防止策を積極的に推進し、まん延予防に努めます。

特に、感染防止の観点から、不特定多数が集まる催物や集会等、一部の事業を縮小することが望まれます。また、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど、感染防止のための措置の徹底に努めます。

(7) 区民の役割

平時は、区や国・都などがホームページ等で発信している新型インフルエンザ等に関する情報の取得や発生時にとるべき行動など、自ら実践可能な対策や知識の習得に努めます。また、区が季節性インフルエンザの流行時期に励行している、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。さらに、発生時に備えて、食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

発生時には、発生状況や予防接種など実施されている対策等について、区が発信する情報や国・都など関係機関の情報を得て、感染拡大を抑えるための個人でも実施可能な感染予防対策に努めます。

また、介助等を必要とする方々には、福祉サービスを提供する事業者等の協力を得ながら、対策を進めます。

2 区の実施体制

(1) 実施体制の整備

特措法の制定に伴い、整備した港区新型インフルエンザ等対策本部条例等により、

国や都と連携して、全庁一体となって取り組む実施体制を整備しました。

(2) 対策の推進

みなと保健所は、WHO、国や都などからの情報の発信により、新型インフルエンザ等の発生を探知したときは、速やかに「港区みなと保健所健康危機管理本部」を設置し、都が実施するサーベイランスや検体検査、発生状況等を把握し、発生段階に応じた対応を推進します。

また、防災危機管理室と連携し、区の組織はもとより、区全体で取り組みが推進できる体制を構築します。

防災危機管理室は、政府対策本部や都対策本部が設置された場合には、区民・事業者等へ迅速な対策の実施を呼びかけるため、みなと保健所と連携しながら、発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染状況等を総合的に判断して「区対策本部等」を設置し、庁内一体となって対策を強力に推進します。

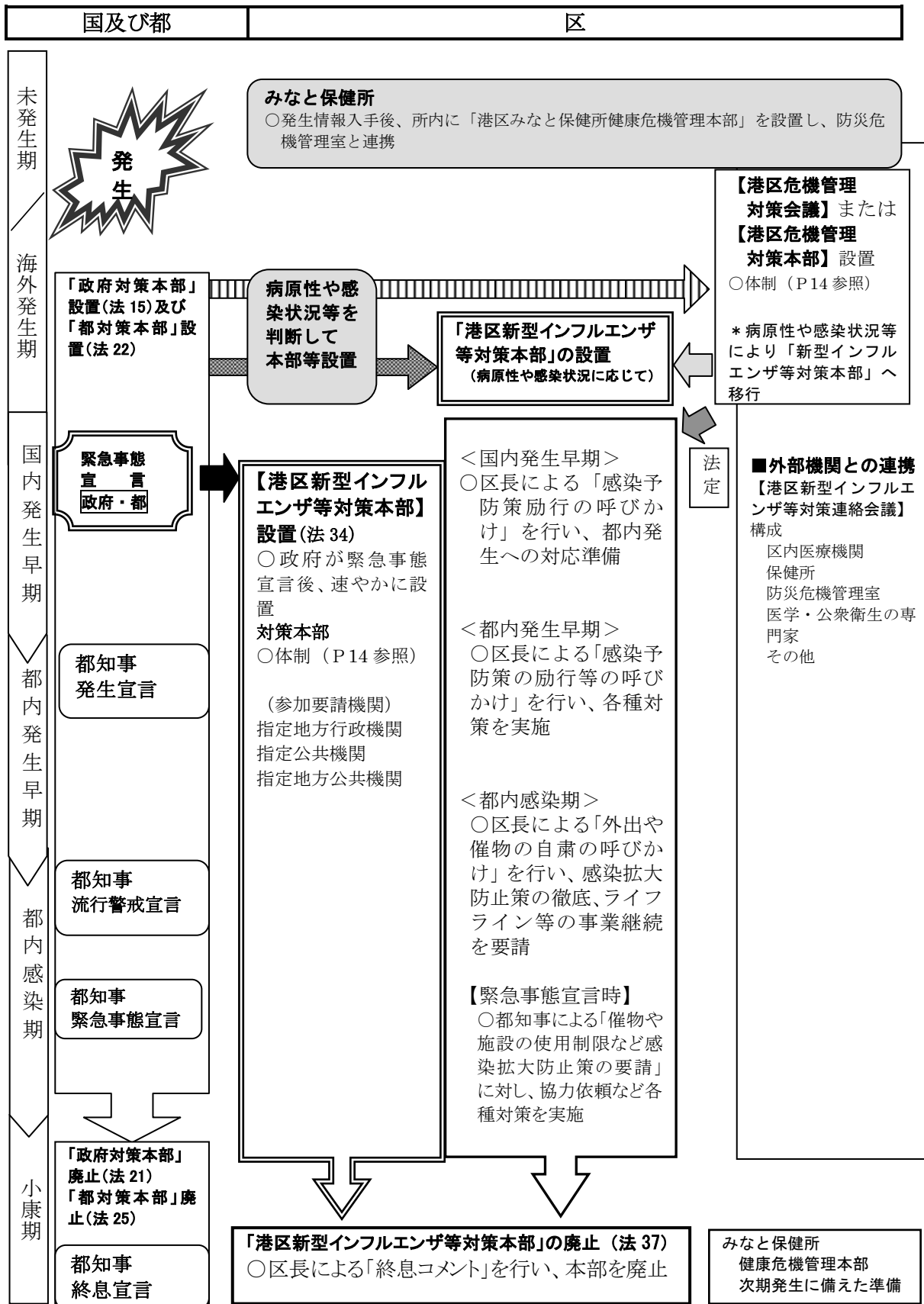
政府対策本部長が、「国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある。」として、特措法第 32 条に基づき、「緊急事態宣言」を行った場合は、区長を本部長として、関係機関を含めた「区対策本部」を迅速に設置します（特措法第 34 条）。

また、対策には幅広い分野にまたがる専門的知見が求められることから、発生前から、本行動計画の作成等において、医学・公衆衛生等を含む幅広い分野の専門家から構成される「港区新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）」の意見を聴取するとともに、発生時には、連絡会議において、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取しながら対策を進めます。

(3) 危機管理体制

新型インフルエンザ等の発生・流行に伴い、区民の健康被害や社会的・経済的被害が予想されることから、病原性や感染力等を踏まえ、各発生段階に対応した以下の組織を中心に、区の危機管理体制を確立します。

＜新型インフルエンザ等対策における区の危機管理体制＞



危機管理体制	体制の概要
港区みなと保健所 健康危機管理本部	<p>本部長：みなと保健所長 副本部長：生活衛生課長、調整管理者；保健政策調整担当課長 管理者：保健予防課長、健康推進課長 構成：庶務班、広報班、調査班、防疫班、保健指導班、検査班</p>
港区危機管理対策会議	<p>会長：副区長（防災危機管理室担任） 副会長：副区長（街づくり支援部担任）、教育長 委員：防災危機管理室長、みなと保健所長、企画経営部長、総務部長、 防災危機管理室危機管理・生活安全担当課長、企画経営部区長室長、総務部総務課長</p>
港区危機管理対策本部	<p>本部長：区長 副本部長：副区長、教育長 本部長員：芝地区総合支所長、麻布地区総合支所長、赤坂地区総合支所長、 高輪地区総合支所長、芝浦港南地区総合支所長、産業・地域振興支援部長、保健福祉支援部長、みなと保健所長、子ども家庭支援部長、街づくり支援部長、特定事業担当部長、環境リサイクル支援部長、企画経営部長、防災危機管理室長、総務部長、会計管理者、教育委員会事務局次長、区議会事務局長、防災危機管理室危機管理・生活安全担当課長、総務課総務課長、その他本部長が指名する職員</p>
港区新型インフルエンザ等対策本部	<p>本部長：区長 副本部長：副区長、教育長 本部長員：芝地区総合支所長、麻布地区総合支所長、赤坂地区総合支所長、 高輪地区総合支所長、芝浦港南地区総合支所長、産業・地域振興支援部長、保健福祉支援部長、みなと保健所長、子ども家庭支援部長、街づくり支援部長、特定事業担当部長、環境リサイクル支援部長、企画経営部長、用地活用・区有施設整備担当部長、芝浦港南地区施設整備担当部長、防災危機管理室長、総務部長、会計管理者、教育委員会事務局次長、区議会事務局長、企画経営部区長室長、防災危機管理室危機管理・生活安全担当課長、総務課総務課長、区内消防署長又は各消防署長が指名する消防吏員、その他本部長が指名する職員</p>

（４）区対策本部の主要所掌事務

「港区新型インフルエンザ等対策本部条例」及び「同施行規則」に基づく、区対策本部の審議決定事項は以下のとおりです。

- 1) 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた区の対応方針に関すること。
- 2) 社会機能の維持に係る措置に関すること。
- 3) 広報及び相談体制に関すること。
- 4) 感染予防及びまん延防止に係る措置に関すること。
- 5) 医療の提供体制の確保に関すること。
- 6) 予防接種の実施に関すること。
- 7) 物資の確保に関すること。
- 8) 生活環境の保全その他住民の生活及び地域経済の安定に係る措置に関すること。
- 9) 東京都、他の区市町村及び関係機関に対する応援及び派遣の要請等に関すること。
- 10) 新型インフルエンザ等の対策に係る措置に要する経費の処理方法に関すること。
- 11) 前各号に掲げるもののほか、重要な新型インフルエンザ等の対策に関すること。

区対策本部各部の事務分掌

部の名称	部の分掌事務
防災危機管理室	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の庶務並びに各部への指示及び連絡に関する事。 2 警報及び緊急通報の伝達に関する事。 3 感染情報の収集及び提供に関する事。 4 東京都及び関係機関との連絡及び調整に関する事。 5 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。 6 その他本部長の特命による事項に関する事。
芝地区総合支所 麻布地区総合支所 赤坂地区総合支所 高輪地区総合支所 芝浦港南地区総合支所	<ol style="list-style-type: none"> 1 区民等に対する警報及び緊急通報の伝達に関する事。 2 外出を自粛する高齢者及び障害者等の生活維持の支援に関する事。 3 各種相談窓口の開設及び運営の総括に関する事。 4 区有施設等における感染防止等に関する事。 5 遺体の取扱い並びに埋葬及び火葬に関する事。 6 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。 7 その他本部長の特命による事項に関する事。
産業・地域振興支援部	<ol style="list-style-type: none"> 1 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関する事。 2 中小企業等に対する対策に関する事。 3 税務システムの維持管理に関する事。 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。 5 その他本部長の特命による事項に関する事。
保健福祉支援部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区内の高齢者及び障害者の感染予防等に関する事。 2 区内の高齢者及び障害者の感染状況に関する事。 3 区内の高齢者及び障害者の保護及び支援に関する事。 4 社会福祉施設等における感染防止等に関する事。 5 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。 6 その他本部長の特命による事項に関する事。

<p>みなと保健所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の発生の状況の把握及び発生段階に応じた対応方針に関する事。 2 感染予防策の周知に関する事。 3 医療の相談に関する事。 4 患者発生時の積極的疫学調査^{脚注16}及び病原体検査に関する事。 5 医療の提供体制の確保に関する事。 6 予防接種の実施に関する事。 7 抗インフルエンザウイルス薬等の確保等に関する事。 8 防疫その他保健衛生に関する事。 9 医療機関との連絡及び協力に関する事。 10 東京都等との保健医療に係る連絡調整に関する事。 11 その他本部長の特命による事項に関する事。
<p>子ども家庭支援部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 乳幼児、児童及び生徒の感染予防等に関する事。 2 乳幼児、児童及び生徒の感染状況に関する事。 3 り患した乳幼児、児童及び生徒に対する生活指導に関する事。 4 保育施設等における感染防止等に関する事。 5 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。 6 その他本部長の特命による事項に関する事。
<p>街づくり支援部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 コミュニティバスの運行に関する事。 2 区営住宅等の維持管理に関する事。 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。 4 その他本部長の特命による事項に関する事。
<p>環境リサイクル支援部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみの排出抑制に関する事。 2 ごみの収集に係る業務体制の維持に関する事。 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。 4 その他本部長の特命による事項に関する事。
<p>企画経営部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財務に関する事。 2 広報及び広聴に関する事。 3 報道機関との連絡に関する事。 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。 5 その他本部長の特命による事項に関する事。

総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の対策に必要な物資等の調達、輸送及び物資集積所の管理に関する事。 2 区の職員の感染予防等に関する事。 3 本庁舎の入庁管理に関する事。 4 新型インフルエンザ等の対策に伴う損失及び損害の補償に関する事。 5 本部の職員の動員及びその給与に関する事。 6 基盤システムの維持に関する事。 7 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。 8 その他本部長の特命による事項に関する事。
会計室	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の対策等に必要な現金及び物品の出納保管に関する事。 2 財務会計システムの維持に関する事。 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。 4 その他本部長の特命による事項に関する事。
教育委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼児、児童及び生徒の感染予防等に関する事。 2 幼児、児童及び生徒の感染状況に関する事。 3 り患した児童、生徒等に対する応急教育及び生活指導に関する事。 4 教育施設等における感染予防等に関する事。 5 遺体の一時安置所に関する事。 6 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。 7 その他本部長の特命による事項に関する事。
選挙管理委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。 2 その他本部長の特命による事項に関する事。
監査事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。 2 その他本部長の特命による事項に関する事。
区議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。 2 その他本部長の特命による事項に関する事。

IV 対策の基本項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する」及び「区民生活及び区民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、WHO や国・都からの情報を基に、具体的な対策について、1「サーベイランス・情報収集」、2「情報提供・共有」、3「区民相談」、4「感染拡大防止」、5「予防接種」、6「医療」、7「区民生活及び経済活動の安定確保」の7項目に分けて具体的な対策を策定します。

1 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を迅速かつ的確に実施するためには、国が海外での発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等について、速やかに情報収集・分析を行う一方で、都においては、都全域における発生状況を迅速に把握し、必要な対策を実施した上で、その結果を評価することが必要です。

サーベイランスは、情報収集・分析からその評価までの一連の活動であり、発生段階を決定し、対策を立案する重要な指標です。そのため、国、都、区及び関係機関が連携してサーベイランス体制を構築します。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られていることから患者の全数把握等サーベイランス体制の強化を図り、積極的な情報収集・分析を行います。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や臨床像が蓄積された時点では、患者の全数把握等を中止し、重症患者を中心とした情報収集に切り替え、入院サーベイランスにより対応します。

以上のような各段階に応じた患者の情報収集が必要です。

区には、多数の医療機関等が存在しており、日々変化する国や都の分析結果を各医療機関へ通知するとともに、各医療機関での患者の発生状況等を迅速かつ正確に収集する必要があります。そのため、各医療機関等と ICT を活用した情報収集システムを構築します。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載します。

【感染症サーベイランスの種類】

平常時（新型インフルエンザ発生前）から実施するサーベイランス

1 インフルエンザサーベイランス（患者発生サーベイランス）

保健所は、インフルエンザ定点医療機関からの報告を東京都健康安全研究センターに報告するとともに、報告内容、患者数の推移を解析して区施設や地域医療体制の維持等の検討を行う。

なお、季節性インフルエンザの場合、定点医療機関あたり患者数が10人/週を超えた場合に「インフルエンザ流行注意報」を、30人を超えた場合には「インフルエンザ流行警報」を発します。

2 ウイルスサーベイランス（病原体サーベイランス）

病原体定点医療機関から東京都健康安全研究センターに送付された検体について、ウイルス型別や薬剤耐性検査結果、病原性・感染力に関わる遺伝子変異の有無などを調査します。

3 東京感染症アラート

鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）等の発生を早期に発見し、患者への適切な医療情報提供とウイルスの封じ込め対策を的確に行うため、区内医療機関から感染が疑われる患者の診療報告を受けます。検査基準に該当する場合は、東京都健康安全研究センターでウイルス遺伝子検査を実施します。

新型インフルエンザ発生時には海外発生期から都内発生早期までの間に、新型インフルエンザ専門外来において、東京感染症アラートの独自検査基準を満たす新型インフルエンザの感染が疑われる患者の全数遺伝子検査を実施します。検査結果については、速やかに関係機関へ還元し、発生段階の決定や対策の基礎資料とします。

4 インフルエンザ様疾患発生報告・感染症等集団発生時報告

幼稚園、学校及び保育園、高齢者施設等におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業実施の状況を把握し、都へ報告します。

5 インフルエンザ入院サーベイランス（重症患者サーベイランス）

都や基幹定点医療機関と連携し、重症患者の検体検査、疫学調査を実施することにより、医療情報を的確に入手し、対策の基礎データとします。

6 クラスタサーベイランス

集団発生報告時に、都や学校・施設等と連携して、集団内のインフルエンザ様疾患患者の検査を実施し、集団発生のウイルスの型を調査します。このウイルス検査を伴うクラスタサーベイランスは、定点医療機関あたり1.0人/週を超えるまで継続します。また、小康期においても第二波に備えて実施します。

臨時で実施する新型インフルエンザのサーベイランス

■東京感染症アラートによる全数ウイルス検査

都は、海外発生期から都内未発生期までの間に、新型インフルエンザ専門外来^{※脚注17}において、東京感染アラートの独自基準を満たす新型インフルエンザの感染が疑われる患者が該当した場合、全数ウイルス遺伝子検査を実施します。

2 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、区、医療機関、事業者及び区民のそれぞれが役割を認識し、十分な情報を基に判断し、適切な行動をとるため、対策の全ての段階や分野において、正確で迅速な情報提供及び情報の共有化が重要です。

(1) 区民への情報提供手段の確保

区民については、情報を受け取る媒体がインターネットをはじめ、多様化しています。また、外国人や一人暮らし高齢者、障害者など情報が届きにくい人々にも配慮し、受け取り手に応じた様々な媒体を用いて、広報紙の臨時発行やかわら版なども活用し、正確な情報を理解しやすい内容で、迅速に提供します。

(2) 関係機関等への情報提供・共有

刻々と変化する発生状況や病原性についての情報、国や都及び区における対処方針等について、医療機関等へ情報提供し、また、各機関での対応状況についても把握し、区民等へ必要な情報を提供する必要があります。そのため、ICTを活用して、関係機関との情報を共有化するための情報管理システムを構築します。

(3) 発生前における区民等への情報提供

未発生期から正しい知識と適切な予防策について、周知し啓発を図ることが重要です。区民一人ひとりが感染予防策を理解し、実践することではじめて感染拡大防止が可能となります。

特に、児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点になりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について、理解しやすいよう情報提供していくことが必要です。

そのため、リーフレットや区ホームページ等により、感染予防策を呼びかけるとともに、医療機関を受診する際の方法等を周知し、感染拡大防止策の普及啓発を図ります。また、あらかじめ、各段階における周知文案を作成し、発生時に混乱なく迅速に対応できるよう準備します。

(4) 発生時における区民・事業者等への情報提供

発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権にも配慮して、迅速かつわかりやすい情報提供を行います。その際、都が公表する情報内容と齟齬がないよう留意します。また、都内、区内の感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診など、プレス発表や区広報紙、ホームページ、ツイッター、安全・安心メール等への掲載により、情報提供を行います。併せて、発生段階や政府の緊急事態宣言に応じた知事コメントの発表を踏まえ、区においても、区民や事業者等に対し、よりわかりやすく情報が伝えられるよう、区長コメントを発信し、感染予防策を呼びかけます。

特に、高齢者や障害者・外国人等情報が届きにくい方々へも関係団体等の協力を得ながら発生段階に応じて、適切な情報提供に努めます。

【発生段階別における都知事及び区長コメント】

発生段階等	知事コメント		区長コメント
	宣言	主な内容	
海外発生期	新型インフルエンザ等発生	<ul style="list-style-type: none"> ■発生国への渡航者・帰国者への注意喚起 ■都民への感染予防策の励行等の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ■発生国への渡航者・帰国者への注意喚起 ■区民への感染予防策の励行等の呼びかけ
国内発生早期 (都内未発生)	必要に応じて	<ul style="list-style-type: none"> ■国内発生 ■感染予防策の励行 	<ul style="list-style-type: none"> ■国内発生 ■感染予防策の励行
都内発生早期	都内で発生が確認された時期	発生宣言	<ul style="list-style-type: none"> ■感染予防策の励行等の呼びかけ
都内感染期	都内で複数の感染者の小集団が見られる時期	流行警戒宣言	<ul style="list-style-type: none"> ■感染予防策の徹底 ■不要不急の外出や催物等の自粛の呼びかけ
	国が都を対象区域として緊急事態宣言を行った時	緊急事態宣言	<ul style="list-style-type: none"> ■特措法第45条に基づく催物や施設の使用制限など感染拡大防止策の要請
小康期	終息宣言	<ul style="list-style-type: none"> ■流行の終息と社会活動の再開 	<ul style="list-style-type: none"> ■流行の終息と社会活動の再開

■東京都における新型インフルエンザ（A/H1N1）発生時の個人情報等の公表範囲【参考】

事例	公表範囲
患者（個別事例）の公表	年齢、性別、届出受理保健所、居住地、基礎疾患、渡航歴、学校種別、学年（職業）及び発症の経緯
集団感染事例の公表	年齢、性別、届出受理保健所、施設所在地、学校種別、学年（職業）
死亡事例の公表	年齢、性別、基礎疾患及び経過

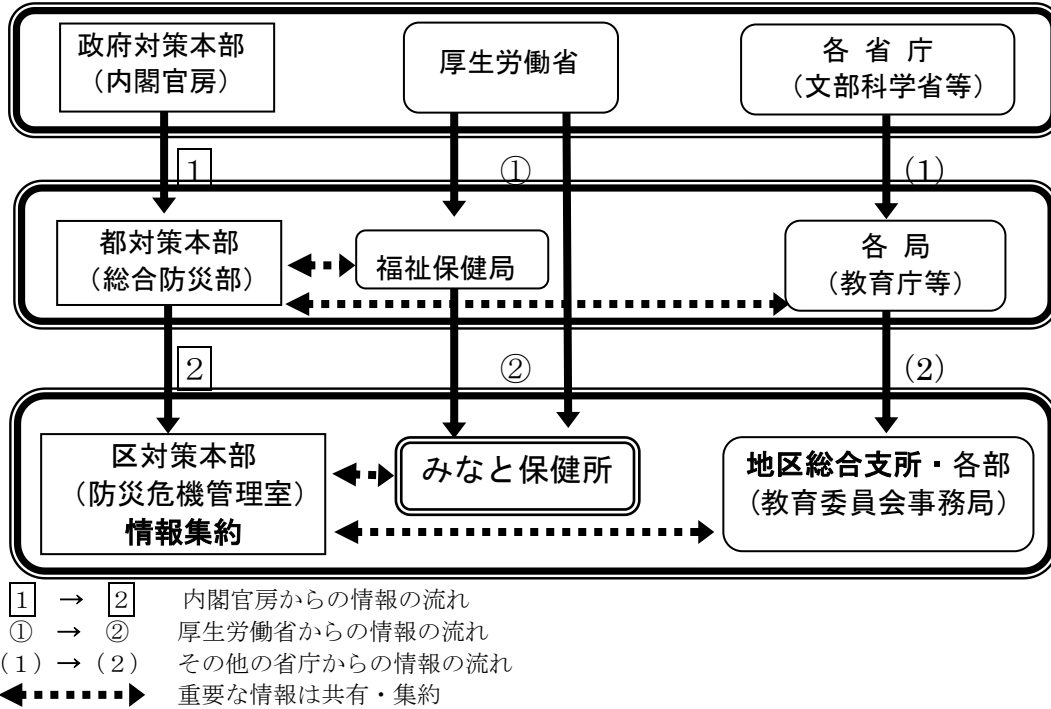
(5) 情報提供体制

区対策本部等設置後、対策に係る情報は「区対策本部情報」として防災危機管理室において、一元管理を徹底します。また、区民等へ提供する情報は、必要とする情報を有する所管部が適宜発信します。

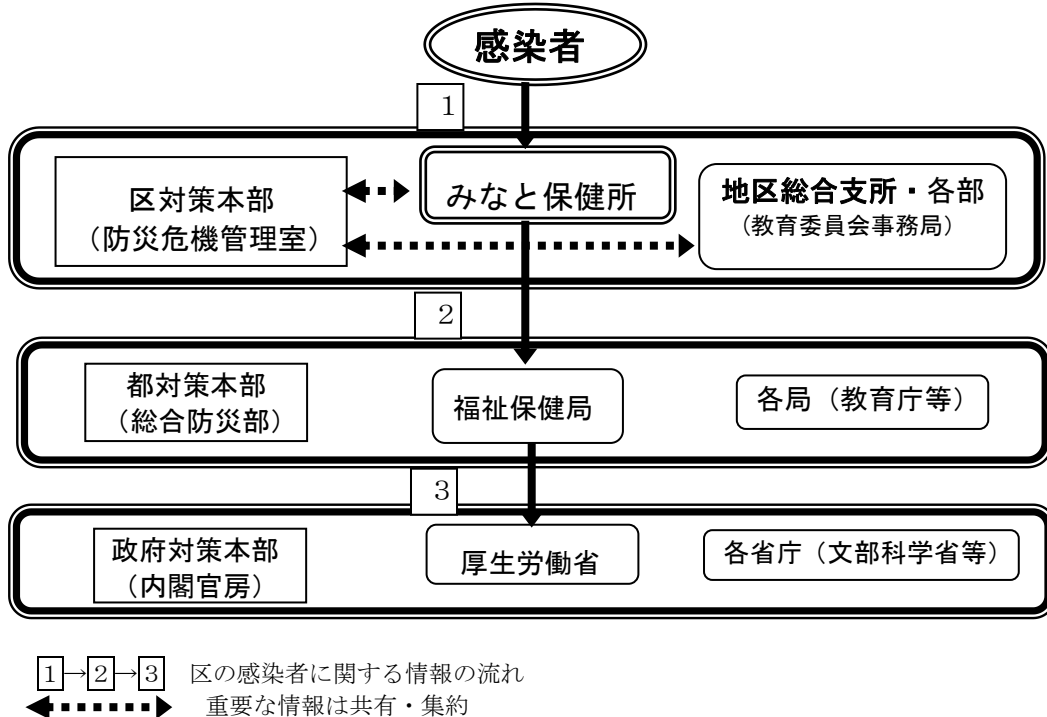
(6) 国・都との情報伝達と庁内の情報共有化

新型インフルエンザ等が発生した当初の病原性が不明な時点では、感染者が少なくても、報道内容が刻々と変わり、区民の不安は非常に大きくなります。このため、WHO や国、都の情報を正確に伝えることが重要です。関係各部署はそれぞれ国や都各局の担当部門と平時と同様のルートで情報共有を行います。

○新型インフルエンザ等に関する国からの区への情報の流れ（国の通知等）



○新型インフルエンザ等に関する感染者に関する情報の流れ



(7) 医療機関等との連携及び情報共有

医療機関における情報提供体制を確保することは、社会機能を維持し、感染拡大を抑制するうえで、重要な対策となります。そのため、感染症地域医療体制ブロック協議会^{※1}等を活用してブロック内の情報の共有化を図るとともに、感染症指定医療機関^{※2}や感染症診療協力医療機関^{※3}との緊急時情報連絡体制を構築します。また、ICTを活用し、医療機関等と必要な情報を共有化し、連携できるシステムを構築します。

※1 感染症地域医療体制ブロック協議会

新型インフルエンザ等の流行に際して、健康被害を最小限に抑えるため、適切な医療を提供できる体制の整備を促進することを目的に、都内を10ブロックに分け、協議会において地域における新型インフルエンザ等感染症の医療体制確保に向けた検討を行っています。

※2 感染症指定医療機関

感染症法に規定された感染症の感染患者の入院医療を行う医療機関

※3 感染症診療協力医療機関

感染症患者又は感染症が疑われる患者の受け入れ態勢を有し、診断確定にいたるまでの経過観察を行う医療機関

(8) 関係機関・事業者等への情報提供

区民生活や経済活動への影響を最小限とするためには、感染予防策や感染拡大防止対策の必要性を十分理解し、対策に取り組んでいくことが求められます。そのため、町会・自治会、民生・児童委員などの連絡会等を活用し、情報提供をしていくとともに、対策推進の支援をします。また、区内多数の事業者に対しては、商工団体等を通じて対策を支援します。

3 区民相談

区民の不安を解消し、適切な感染予防策や感染拡大防止策を促すため、最新の情報や医療機関への受診方法などについて、相談に応じられるよう相談体制を整備します。

(1) 健康相談

新たに発生する新型インフルエンザの病原性や感染力に関わらず、疑いのある者が、適切な医療が受けられるよう、東京都の要請により、海外発生後速やかに「新型インフルエンザ相談センター」（以下「相談センター」という。）を設置します。

相談センターでは、新型インフルエンザ等に感染した疑いがある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ等専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応します。また、外国人など相談者に配慮した相談体制とします。

海外発生期から区民からの相談に対応するため、電話相談体制の整備を図るとともに、発生段階ごとに状況に応じた相談体制を構築します。また、問い合わせに対応するため、保健所開庁時間はみなと保健所に設置し、夜間・休日においても都が提供する場所で都区市の保健所等が共同して窓口を設置し、24時間対応します。

流行のピークを過ぎた、小康期に入った段階で、状況に応じて相談体制の規模を縮小するなど、弾力的な対応とします。

(2) その他の相談

感染拡大を防止するには、人が集まることや、人と人とが対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられます。

このため、施設では、利用者に対し咳エチケットやマスク着用の呼びかけ、各施設の出入口や利用時間の制限、施設の休館など病原性に応じた対応を講じること、また、イベントや講座等については、実施方法の変更や開催を延期または中止が必

要です。これらの問合せや対応については、各所管部が一義的に行いますが、区民等からの相談が多い案件は回答と窓口一覧を作成し、区ホームページに掲載するとともに、最新情報に随時更新します。また、区民や医療関係者等から寄せられる問合せ内容を区対策本部で情報共有し、必要な対策を講じます。

4 感染拡大防止

感染拡大防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることです。

区は、国及び都と連携して区民や事業者に対し、感染予防策や感染拡大防止策の協力を依頼します。また、平時から発生に備えた対策を検討・準備するとともに、発生した時には、迅速かつ適切な対応ができるよう努めます。

(1) 水際対策

海外等からの渡航者や帰国者などから感染を予防するため、国・都と連携協力して、検疫体制の強化を図ります。

(2) 個人対策等

基本的な感染予防対策を実践するよう、理解を求め促します。また、患者が発生した場合、保健所は感染した患者からの新たな感染の機会を最小限にするため、感染症法に基づき、感染拡大を防止するための措置を講じるとともに、濃厚接触者^{※脚注18}の早期把握に努め、保健指導を行います。

(3) 学校等における対策

① 保育園・幼稚園・学校等

施設管理者は、保健所の指示による感染予防策や感染拡大防止策の実施に努めます。

集団発生がみられた場合は、教育委員会等と協議し、発症者の状況確認、園児・児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学校閉鎖・休校）等の措置を検討します。また、同じ地域や地域内の学校で流行が確認された場合は、必要な感染拡大防止策を講じます。

② 社会福祉施設等

各施設設置者等に対し、適時適切に情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請します。

(4) 事業所における対策

平時から、約4万社を超える事業所に対しては、各発生段階における感染拡大防止策の実施内容について、商工団体等を通じて周知し、理解を求めます。また、発生時には、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底を依頼します。

(5) 施設の使用制限及び催物の開催制限等（地域対策・職場対策）

① 事業者への要請

事業者に対して、従業員の健康管理の実施、発熱等の症状がある者の施設利用や使用自粛、催物での感染拡大防止策の推進や開催自粛など感染拡大防止策の協

力を依頼します。

② 区への対応

発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底などこれまで実施している感染対策をより強化して実施します。

都内発生早期以降は、区民や事業者・地域団体等に対し、発熱等の症状がある人の利用や施設の使用制限や催物・集会の開催自粛を呼びかけます。

区の庁舎・施設についても、感染予防策について周知し、状況に応じて施設の利用制限や休館などの対応を行うとともに、イベント、行事や講演会等については、実施方法の変更や延期又は中止を検討します。また、関係団体、委託事業者に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼します。

東京都の感染拡大防止策【東京都新型インフルエンザ等行動計画より】

- 感染拡大防止策の協力依頼（都対策本部長）（特措法第 24 条）
 - ① 都民及び事業者への感染予防の呼びかけ
 - ② 都の施設及び催物における感染拡大防止策を実施
 - ③ 都の関連団体、委託事業者及び区市町村への同様な取組を依頼
 - ④ 事業者に感染拡大防止策への協力を依頼
- 緊急事態宣言時の対応（都対策本部長）（特措法第 45 条）
 - ⑤ 施設を管理する者又は催物を開催する者に対し、施設の使用又は催物の開催の制限若しくは停止を要請し、公表する。
 - ⑥ 正当な理由なく⑤の要請に応じない場合は指示し、公表する。

5 予防接種

新型インフルエンザ等の感染症にかかる予防接種は、特定接種と住民接種の二通りの方法で実施します。

これらの予防接種により、個人の発症や重症化を防ぎ、医療機関での受診者数、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲に収める効果があります。

このことは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。このため、区はワクチンの保管場所や接種会場、接種体制、接種者等について、予め計画を策定します。

なお、新感染症の場合、発生した感染症によっては、ワクチンの開発が困難であることも予想されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載します。

（１）ワクチン供給体制における役割

新型インフルエンザ対策におけるワクチンには、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの２種類があり、以下の体制で供給が行われます。

① 国

地域的偏在が生じないように、流通体制を構築します。

② 都

国からの要請があった場合に備えて、都内における円滑な供給体制を構築します。

③ 区

ワクチン供給計画を作成し、ワクチンの必要量と納入先を明確にし、これに基づく納品を医薬品卸販売業者に依頼します。

（２）特定接種

特定接種^{※脚注 15}とは、特措法第 28 条の規定により、「医療の提供並びに国民生活

及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種です。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりです。

- ① 登録事業者のうち「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」に従事する者で、厚生労働大臣の定める基準に該当する者
上記の業務に従事する者に対する予防接種は、国を実施主体として実施します。
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる区職員等
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる区職員等については、区が実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施します。
そのため、接種を円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ります。

(3) 住民接種

緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条の規定により、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行います。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合についても、国民の大多数は新型インフルエンザの免疫を有していないことから感染患者数は、季節性インフルエンザのそれを大きく上回る可能性が見込まれ、医療提供体制や社会経済に大きな影響を及ぼす恐れがあります。そのため、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）による接種を行います。

【住民接種体制】

	(緊急事態宣言あり) 臨時の予防接種	(緊急事態宣言なし) 新臨時接種
根拠規定	特措法第46条 予防接種法第6条第1項	予防接種法第6条第3項
接種の努力義務	あり	なし
接種の勧奨	接種を受けるよう勧める	
実施主体及び 実施方法	区／集団的接種（地域・施設）	
その他	特別な事情を考慮することが必要な場合は、個別接種も検討する。	

① 接種対象者

ア 対象 全区民

イ 接種順位 医学的ハイリスク者、小児、成人・若年者、高齢者の4群に分類し、病原性等の情報を踏まえ、国が優先順位を決定

【政府行動計画に示されている接種対象者の4群】

対象者	接種対象者の分類
医学的ハイリスク者	○基礎疾患を有する者（基礎疾患は国基準による） ○妊婦
小児	○1歳以上の小児 ○1歳未満の小児の保護者 ○身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者
成人・若年者	○居住する住民のうち、医学的ハイリスク者、小児、高齢者の群に分類されない者
高齢者	○65歳以上の者

② 接種体制の構築

- ア 区が実施主体となって、集団的接種（地域・施設）を実施
- イ 港区医師会の協力を得ながら、医療従事者等を確保
- ウ 区有施設管理者、事業者、学校関係者等と協力し、接種会場等を確保

6 医 療

新型インフルエンザ等が発生し、全国的かつ急速にまん延し、多くの区民が感染した場合、医療の提供は、最も重要な対策です。

限られた医療資源の破綻を回避し、提供体制を維持することが、区民の生命と健康を守り、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

そのため、医療資源に制約がある中でも効率的・効果的に医療が提供できるよう事前に医療確保計画を策定する必要があります。また、人工呼吸器を使用している在宅療養者への支援体制や人工透析を行っている患者の医療提供体制を整備しておくことも重要です。

医療の分野での対策を推進するにあたっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、都との連携を図りつつ、港区医師会等の関係機関と連携して対策に取り組める体制づくりが必要です。

（１）医療提供体制

① 医療体制の整備

港区医師会、港区芝歯科医師会、港区麻布赤坂歯科医師会、港区薬剤師会、診療協力医療機関を含む医療機関、薬局、消防機関、学識経験者等と区で構成する「港区新型インフルエンザ等対策連絡会議」を設置し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進します。

また、あらかじめ、発生後の入院可能病床数や医療従事者などの医療資源を把握するとともに、継続的な医療提供が必要な産科や人工呼吸器や透析など専門的な医療機関との役割分担について検討を進めます。

区は、新型インフルエンザ専門外来（以下「専門外来」という。）を設置する感染症診療協力医療機関と具体的な対応について協議を進めるとともに、医療機関リストの作成を行うこと、相談センターの設置について準備を進めます。併せて、研修や発生時の訓練も必要です。

② 海外発生期から都内発生早期の対応

新型インフルエンザ等の病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、患者等を感染症指定医療機関等に入院措置を行います。

みなと保健所は、海外発生期から都内発生早期までの間、相談センターを設置するとともに、症状や渡航歴等から、り患が疑われた場合、専門外来を受診させます。

専門外来では、り患が疑われる患者から検体を採取し、保健所は、採取した検体を東京都健康安全研究センターに搬送します。


り患が疑われる患者は、結果が判明するまでの間、専門外来に留め置き、経過観察を行います。

検査の結果、感染が判明した患者（以下「陽性者」という。）に対して、保健所は、感染症指定医療機関への入院勧告を行い、移送します。また、検査結果が陰性であった場合は、専門外来において重症度による判断を行い、一般の医療機関への入院または自宅療養となります。

③ 都内感染期の対応

都内感染期以降は、専門外来等の特別な医療提供体制だけでなく、内科や小児科等、通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で診療する体制に切り替えます。また、流行状況に応じて、区民が適切な受診行動が取れるよう、周知します。

【発生段階ごとの医療提供体制】

発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
					通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来	新型インフルエンザ相談センター（電話相談）  新型インフルエンザ専門外来 (診察・ウイルス検査実施)			季節性インフルエンザの治療を行うすべての医療機関が対応			
	入院	陽性 (+)	陰性 (-)	感染症指定医療機関への入院勧告 一般医療機関への入院または自宅療養		通常の感染症診療を行うすべての医療機関が対応		

(2) 臨時の医療施設等の設置

感染拡大により、診療所等の医療資源が不足し、医療の提供に支障が生ずると認められる場合、都は特措法第48条に基づき、臨時に開設する医療施設において医療を提供します。また、区は都からの臨時の医療施設の設置等の要請に備え、港区医師会等と事前に協議を進め、検討を行います。

(3) 医療物資の確保等

感染が拡大すれば、抗インフルエンザウイルス薬、医薬品、消毒薬等感染防止資材の確保が必要です。そのため、必要とする感染防止資器材等を備蓄します。

7 区民生活及び経済活動の安定確保

多くの区民は、新型インフルエンザに対する免疫等を有しないため、その流行は約8週間程度続くと言われていています。また、本人や家族のり患等により、区民生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。

このため、発生時に、区民生活及び経済への影響を最小限とするよう、区、都、国、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行う必要があります。また、一般の事業者においても感染防止等の対策を事前に準備しておくことが重要です。

(1) 区民生活の維持

① 食料・生活必需品の安定供給

区民に対しては、平常時から最低限の食料品・生活必需品等を備蓄しておくこと、発生時には食料品・生活関連物資等の購入にあたって買占めを行わないよう呼びかけます。

国及び都と協力し、生活必需品の安定供給を図るため、製造・販売・流通業者などの団体等を通じ、事業者等の事業継続と安定供給を要請します。また、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、売惜しみを行わない

よう、あわせて要請します。

② 要援護者対策

新型インフルエンザ等発生時の要援護者は、家族が同居していないまたは近隣に居住していないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活に支障がある一人暮らし高齢者や高齢者または障害者のみの世帯が対象となります。

要援護者は、外出の自粛や新型インフルエンザ等のまん延によって孤立化し、自立した生活を維持することが困難になることが想定されます。

このため、平時からふれあい相談員の訪問や高齢者・障害者訪問電話等による情報や、地域の様々な関係機関や団体等との連携により、支援が必要な要援護者の把握と、必要な支援内容やその方法について検討し、地域全体で継続的に見守る体制を構築します。また、要援護者への食事の提供等の生活支援の実施にあたっては、訪問介護の福祉サービス事業者、小売店や運送業者等の民間事業者に対して協力要請を行うとともに、緊急対応が必要な場合は、区が直接実施するなど、総合的な調整を行います。

③ ごみの排出抑制

区民及び事業者にごみの排出抑制への協力を求めます。平時の収集体制を維持することが困難になった場合は、可燃ごみの収集を優先し、他のごみ・資源の収集を一部休止します。

(2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報の保護に留意するとともに、遺体からの感染を防止しつつ、臨海斎場を含め、火葬場を可能な限り稼働させるよう事業者に要請します。また、遺体の収容には、区対策本部が決定した区有施設を管理する指定管理者へも適切な対応を要請します。

区で発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記し、迅速に発行するようにします。また、区は「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第 56 条により「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施します。併せて、遺体からの感染を予防するため、基本的な感染予防策を実施するよう、遺族に対し理解を求めます。

(3) 事業者への支援

区の特性を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の風評被害対策について、関係団体と綿密に連携を図るなど、日頃から十分な準備を行っておく必要があります。風評被害を受けた中小企業等の事業者を支援するために、経営相談窓口を設置するとともに、緊急融資の実施についても検討します。

(4) 行政手続上の申請期限の延長

特措法第 57 条の規定により、新型インフルエンザ等の発生時において、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となっています。

国の法令で申請期限や履行期限等の特例措置が実施された場合、その内容を区民や事業者へ迅速にわかりやすく周知するとともに、区においても、必要に応じて同様の措置を実施します。

(5) 行政機能の維持

新型インフルエンザ等発生時は、保健医療業務や危機管理業務などが新たに発生し、職員の欠勤も最大4割が想定されます。このため、業務継続計画に基づき、業務を継続します。また、業務継続計画や対応マニュアルの見直しなどにより、業務を継続できる体制を整備します。

V 緊急事態宣言時の対応

患者数の増加に伴い、地域における医療提供体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、政府が緊急事態宣言^{※1}を行ったときは、直ちに区対策本部を設置^{※2}し、国の基本的対処方針^{※3}、都行動計画、区行動計画に基づき、住民への予防接種を実施するとともに、都が実施する様々な感染拡大予防策等に連携して対応できるよう対応方針を決定します。

区は、感染拡大等により、その全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合には、都に対し特措法第38条に基づく事務の代行を要請します。また、区の区域に係る緊急事態措置を実施するために必要があるときは、特措法第40条に基づいて都に対し応援を要請します。

併せて、特措法第39条の規定に基づいて他の区市町村に対し応援を要請することも検討します。

なお、政府が緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、緊急事態宣言時の措置を縮小・中止します。

※1 緊急事態宣言（特措法第32条）

政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は恐れがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行います。

※2 区対策本部設置（特措法第34条）

1 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

※3 基本的対処方針（特措法第18条）

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画のうちから対策を選択し決定します。

1 感染拡大防止

特措法第45条に基づいて、都知事による不要不急の外出自粛要請や多数のものが集まる施設を管理する者または催物を開催する者に対する使用制限の要請等があった場合には、直ちに区民及び事業者へ周知を図ります。また、区有施設の使用制限及び区事業・催物の延期や中止等の要請があった場合には直ちに必要な措置を講じます。併せて、区民等への周知徹底を図るため、区長コメントを発信し、呼びかけます。

① 区民

区は、発生した感染症の情報を正確に提供するとともに、季節性インフルエンザ発生時と同様、基本的な感染防止対策の徹底を周知し、不要不急の外出を自粛するよう呼びかけます。また、催物や集会等を延期または中止するよう協力を呼びかけます。

② 学校等

区立学校等*は、都知事から休校等の要請があった場合には、「新型インフルエンザ等対策に関する文部科学省行動計画（平成25年7月5日改定）」に基づき、直ちに具体的な対策を講じます。また、職場を含めて感染対策を徹底します。

③ 事業者等

事業者に対し、都知事による施設使用制限に関する要請・指示について周知します。また、事業所内での感染拡大防止対策を実施するよう、協力を求めます。

*区立学校等 新型インフルエンザ等対策に関する文部科学省行動計画（平成25年7月5日改定）では、市町村立学校・専修学校・各種学校、社会教育・体育施設、文化施設、国公立学校、私立学校を含みます。

2 予防接種

区民に対する予防接種については、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1条に規定する臨時の予防接種を実施します。

3 医療

都内感染期には、季節性インフルエンザの治療を行うすべての医療機関で患者の治療を行います。

医療機関、医薬品若しくは医療機器の製造・販売業者である指定公共機関は、業務継続計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じます。

また、区は国・都と連携し、診療所等の医療資源が不足した場合、患者の治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療提供体制の確保、感染拡大の防止や衛生面を考慮し、外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが、在宅療養を行うことが困難であり入院診療の必要がある患者等に対する医療の提供を行うため、都が設置する臨時の医療施設の設置や医療提供に協力します。

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖します。

4 区民生活及び経済活動の安定確保

指定公共機関は、自ら策定した業務計画の定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始します。また、登録事業者にあっても、医療の提供並びに区民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取り組みを行います。区は、感染拡大を想定し、区民や事業者に対し、業務継続計画を基本に必要なに応じて次の対応を行います。

① サービス水準に係る区民への呼びかけ

事業者のサービス提供水準に係る状況を把握し、区民に対し、感染が拡大した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性への理解と協力を呼びかけします。

② 生活関連物資等の価格の安定等

区は、都と協力し、区民生活及び事業活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、区民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図ります。

③ 要援護者への生活支援

要援護者に対して、ふれあい相談員の訪問や高齢者・障害者訪問電話等による情報や、地域の様々な関係機関や団体等との連携により、地域全体で見守ります。また、食事の提供等の生活支援の実施にあたっては、訪問介護の福祉サービス事業者、小売店や運送業者等の民間事業者に対して協力要請を行うとともに、緊急対応が必要な場合は、区が直接実施します。

④ 埋葬・火葬の特例等

火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼働させるよう要請します。

死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を収容する施設等を設置します。

⑤ 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長

に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定した場合には、関係者に周知します。

⑥ 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府系金融機関等が、中小企業等の業者の経営の安定に必要なだと考えられる場合に、特別な融資を実施するなどの措置を実施する場合は、事業者へ適切に周知するとともに、相談窓口を設置します。

【都が必要に応じて講じる措置】

- (1) 特措法第45条第1項の規定により、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請します。
- (2) 特措法第45条第2項の規定により、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命・健康の保護、都民生活・都民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項の規定により、指示を行います。
都は、特措法第45条の規定により、要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。
- (3) 都は、保健所設置区市及び国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し、外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖します。

特措法に基づく施設制限が想定されている施設

■区分1施設 これまでの研究により感染リスクが高い施設

⇒特措法第45条に基づき、使用制限も含めて最優先で要請・指示し、その旨を公表

- ① 学校（③に掲げるものを除く。）
- ② 保育施設、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

■区分2施設 社会生活を維持するうえで必要な施設

⇒特措法第24条に基づき、使用制限以外の措置について協力の要請を行います。

例) 病院、食料品店（百貨店の食品売り場を含む。）、ドラッグストア、銀行、工場、事務所、公共交通機関等

■区分3施設 運用上柔軟に対応すべき施設

⇒特措法第24条に基づき、できる限り使用制限以外の措置について協力の要請を行います。感染拡大の状況に応じ、必要な場合には、特措法第45条に基づき、使用制限も含めて要請・指示し、その旨を公表します。

（③から⑬は、建築物の床面積の合計が1000㎡を超えるもの）

- ③ 大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これらに類する教育施設

- ④ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ⑤ 集会場又は公会堂
- ⑥ 展示場
- ⑦ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料等その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く。）
- ⑧ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- ⑨ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- ⑩ 博物館、美術館又は図書館
- ⑪ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- ⑫ 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- ⑬ 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
- ⑭ ③から⑬までに掲げる施設であって、1000㎡を超えないもののうち、厚生労働大臣が定めて公示するもの

VI 各段階における対策

発生段階ごとの状況、目的、対策の考え方、行動計画の主要7項目の対策を記載します。

個別の対策の具体的な実施時期は、発生段階の移行時期とは、必ずしも一致しません。また、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施します。

1	未発生期	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 36
2	海外発生期	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 41
3	国内発生早期（都内未発生期）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 45
4	都内発生早期	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 49
5	都内感染期	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 54
6	小康期	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 59

1 未発生期
〔状況〕 ■ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ■ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、ヒトからヒトへの持続的な感染はみられていない状況
〔目的〕 1 発生に備えて体制の整備を行います。 2 新型インフルエンザ発生に備えた準備行動を計画的に実施します。
〔対策の考え方〕 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国及び都との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進します。 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、区全体での認識共有を図るため、区民及び事業者等に継続的な情報提供を行います。

1 サーベイランス・情報収集

(1) サーベイランス

- 平常時から都と連携して各種サーベイランス（P19「平常時サーベイランス」参照）を実施し、情報の分析集積を行います。また、新型インフルエンザが発生した際には、平常時のデータと比較し分析します。（みなと保健所）
- 学校、幼稚園、保育園、高齢者施設等におけるにおけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況をみなと保健所へ報告します。（保健福祉支援部、子ども家庭支援部、教育委員会事務局）

(2) 情報収集

- 区は、国及び都等の関係機関を通じて、国内外の最新情報を収集します。（みなと保健所、防災危機管理室）
- 医療機関等からの患者の発生状況等についての情報収集体制を整備します。（みなと保健所）

(3) 人材育成と連携体制

- 都内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国が実施する専門家の育成や都との連携等の体制整備に積極的に参加・協力します。（みなと保健所）

2 情報提供・共有

(1) 区民及び事業者への情報提供

- 新型インフルエンザにかかる飛沫感染及び接触感染などの感染様式等の基本的知識や手洗い、マスク着用、咳エチケット等の感染予防策について、区のホームページやツイッターなどの複数の広報媒体により、普及啓発を行います。（みなと保健所、企画経営部）
- 新型インフルエンザの感染が疑わしい場合は、都や区からの情報に従って医療

<未発生期>

機関を受診することを事前に周知します。

(みなと保健所)

- 区の行動計画をホームページに掲載するなど、発生時に実施する対策や区の事業継続計画について、広く周知します。(みなと保健所、防災危機管理室)
- 発生時は、区民や事業者に感染拡大防止策の協力を求めること、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は必要に応じて特措法に基づき不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等もあり得ることを周知し、理解を求めます。

(各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局)

- 海外渡航者に対し、海外での鳥インフルエンザ等の発生状況や予防策等の情報提供を区のホームページで行います。(みなと保健所)
- 高齢者や外国人など様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報内容、区の広報媒体、メディアの活用及び都と連携した広報の実施方法について事前に検討し、広報体制を整備します。(企画経営部)
- 新型インフルエンザ等の発生、都内・区内での発生、政府の緊急事態宣言など、区民等への重要な情報の周知方法について、事前に検討します。

(みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局)

(2) 関係機関等への情報提供

- 医療機関等の関係機関に対して、必要な対策を周知し、理解と協力を求めます。(みなと保健所)
- 感染情報や患者情報等を迅速に共有するため、情報管理システムの構築を進めます。(みなと保健所)
- 発生時に港区医師会や区内医療機関等の関係機関と連携し、迅速に統一的な対応が図れるよう情報管理や連絡体制を整備します。また、連絡会議を定期的開催し、情報共有を図るとともに、サーベイランスや患者の移送など連携体制を整備します。(みなと保健所)

3 区民相談

- 多様な区民からの相談に対応できるよう、発生段階に応じた相談体制について事前に検討し、必要な準備を行います。(各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局)
- 相談センターの運営体制について事前に検討し、必要な準備を行います。(みなと保健所)

4 感染拡大防止

(1) 対策実施のための準備

- 季節性インフルエンザ対策で励行している基本的な感染予防策の普及を図ります。(みなと保健所)
- 感染がまん延化しやすい学校、幼稚園、保育施設、高齢者施設等については、感染予防策を徹底するよう周知します。(各地区総合支所、保健福祉支援部、子ども家庭支援部、教育委員会事務局)
- 各発生段階における個人や事業者に対する感染拡大防止策の実施内容について、具体的な手順を定め、区民、事業者に周知し、理解を求めます。(産業・地域振興支援部、みなと保健所、防災危機管理室)

- 政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は、国の基本的対処方針や専門家の意見を踏まえ、区民への外出自粛の要請や事業者に対し、施設や催物の制限又は停止の要請等を行う場合もあることを周知し、理解を求めます。
(各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局)
- 区が保管する衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の在庫等の状況及び有効期限を把握し、必要量を確保します。
(各地区総合支所、みなと保健所、子ども家庭支援部、防災危機管理室、教育委員会事務局)

(2) 水際対策

- 東京港保健衛生連絡協議会等に参加し、情報共有や訓練等を行い、連携体制を構築します。
(みなと保健所)
- 検疫強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、国の指示に基づき、準備します。
(みなと保健所)

5 予防接種

(1) ワクチンの供給体制

- ワクチン供給計画を作成し、医薬品卸販売業者へ依頼の準備を進めます。
(みなと保健所)

(2) 特定接種

国の協力依頼に基づき、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制の構築に協力します。

- 特定接種対象業務に従事する区職員の接種体制を構築します。
(みなと保健所、総務部)
- 国が実施する登録事業者の登録業務等について協力します。
(産業・地域振興支援部、みなと保健所)
- 登録事業者が自ら接種体制を確保することが困難な場合には、国及び都が行う事業者支援に協力します。
(みなと保健所)

(3) 住民接種

特措法第46条に基づく臨時の予防接種又は予防接種法第6条第3項による新臨時接種を実施するため、全区民に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制を構築します。

- 全ての区民に対し、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、地域での接種場所の確保や入院・入所施設での接種方法、接種に携わる医療従事者等の確保、区民への周知・予約方法等、接種の具体的な実施方法について準備を進めます。その際、人口の約8%を占める外国人も安心して接種が受けられる対策を進めます。
(みなと保健所)
- 港区以外の区市町村においても円滑に住民接種が受けられるよう、国及び都の技術的な支援を得ながら、区市町村間で広域的な協定を締結するよう努めます。
(みなと保健所)

6 医 療

(1) 地域医療体制の整備等

- 連絡会議を通じ、地域における医療確保に向けた協力体制を確立します。
(みなと保健所)
- 平時における病床数や医療従事者数、人工呼吸器保有台数等の医療資源の把握や欠勤率が4割に至った場合を想定した各医療機関での診療継続方針等を確認します。
(みなと保健所)
- 感染症地域医療体制ブロック協議会等(以下「協議会」という。)を活用し、協議会が策定する感染症地域医療確保計画を踏まえ、人工呼吸器や人工透析が必要な患者、小児の重症患者などの受入れにおける連携等、広域的な医療体制の整備を促進します。
(みなと保健所)
- 都内感染期には医療従事者の不足が想定されるため、港区医師会と連携し、状況に応じた休日・休日準夜診療体制の整備や軽症者をできる限り地域の中核的医療機関以外の医療機関で診療する、または、地域の中核的医療機関の診療に他の医療機関の医療従事者が協力する等、地域全体で医療体制が確保されるよう協力を依頼します。
(みなと保健所)

(2) 専門外来

区及び都は、海外発生期から都内発生早期に感染が疑われる患者を診察し、ウイルス検査の結果が判明するまでの経過観察を行う専門外来を設置するために必要な整備を行います。

- 新型インフルエンザ等の疑い患者が発生した際に迅速に対応できるよう、あらかじめ、患者発生時の連絡体制等を整備します。
(みなと保健所)
- 専門外来の医療機関における个人防护具(PPE)や抗インフルエンザウイルス薬等の配備状況等について、ICTを活用して把握し、支援します。
(みなと保健所)
- 都が指定する感染症診療協力医療機関の他に、専門外来を担う医療機関(休日夜間診療所等も含む。)をあらかじめ指定し、必要な整備を行います。
(みなと保健所)

(3) 一般医療機関等

内科・小児科等、通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての一般医療機関等は、平常時から院内感染防止への備えが必要です。

このため、受付、待合室、外来、病棟など、予め一般の患者と発熱している患者の動線等を分離可能なものとしておくなど院内感染防止の体制を整備するとともに、个人防护具(PPE)など必要な医療資器材の備蓄を行うことが求められています。併せて、増加する患者への対応や出勤可能な職員数の減少等の影響等を踏まえ、医療機関等の特性や規模に応じた医療等を継続して提供するため、医療機関として業務継続計画(BCP)を作成する必要があります。

- 全ての一般医療機関等において院内感染防止対策が進むよう、都と連携して支援します。また、新型インフルエンザ等に関する知見等の情報提供を行います。
(みなと保健所)

7 区民生活及び経済活動の安定確保

- 高齢者、障害者の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）について、対象世帯の把握を行うとともに、その具体的手続きについて検討・調整します。
(各地区総合支所、保健福祉支援部)
- 火葬又は埋葬を円滑に行うため、都と連携して火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設、搬送等についての体制を整備します。
(各地区総合支所、産業・地域振興支援部)
- 区は、発生時にも、区民の生活支援を的確に実施できるよう、「港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）」の改訂や訓練等を行います。
(防災危機管理室)

2 海外発生期

〔状況〕

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

〔目的〕

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、区内発生の遅延と早期発見に努めます。
- 2 都内発生に備えて体制の整備を行います。

〔対策の考え方〕

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置を実施します。
- 2 対策の判断に役立つため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
- 3 都・区内発生した場合には早期に発見できるよう区内のサーベイランス・情報収集体制を強化します。
- 4 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行います。
- 5 検疫等により、国内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、区民生活及び区民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、都内発生に備えた体制整備を迅速に行います。

1 サーベイランス・情報収集

- 通年実施しているサーベイランスに加え、東京感染症アラートに基づき、検査基準に該当し、疑われる患者の全数をウイルス検査するとともに、ウイルス検査を伴うクラスター（集団発生）サーベイランスを実施します。（P19「臨時サーベイランス」参照）
（みなと保健所）
- 海外での発生状況等について、国・都などから詳細な情報を入手・分析するとともに、感染症指定医療機関、保健所等の関係機関を結ぶ感染症健康危機管理情報ネットワークシステムを活用し、情報を迅速・効率的に共有します。
（みなと保健所、防災危機管理室）
- 医療機関等からの患者の発生状況等についての情報収集について、事前に整備した情報管理システムにより情報を収集します。
（みなと保健所）

2 情報提供・共有

（1）区民及び事業者への情報提供

- 政府対策本部及び都対策本部の設置後、速やかに、区対策本部等を設置し、新型インフルエンザ等の発生状況や対策について情報を共有します。
（みなと保健所、防災危機管理室）

<海外発生期>

- 区民等に対し、発生国への渡航時の注意喚起や発生国からの帰国時の感染予防策の励行を呼びかけるとともに、区長コメントを発信します。また、個人での感染予防策や感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順等についての周知を強化します。

さらに、発生状況などWHOや国の最新情報を、区のホームページやツイッター、安全・安心メールなどの広報媒体のほか、関係機関、メディア等の協力を得て、区民や事業者へ情報提供し、発生国への渡航者や発生国からの帰国者に注意喚起します。

(みなと保健所、企画経営部、防災危機管理室)

- 区の報道発表として情報を一元的に管理し、都及び区全体の対応をわかりやすくするため、区ホームページにも「新型インフルエンザ等対策本部報」（以下「本部報」という。）を掲載し、情報の一元化を図ります。また、みなとコールへ情報提供（FAQ）し、感染症対策が滞らないよう努めます。

(企画経営部、防災危機管理室)

- 事業者に対しては、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は、必要に応じて特措法に基づき施設の使用制限や催物の開催制限の要請等もあり得ることを事前に周知し、理解を求めます。

(各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局)

- 外国人に対しては、区ホームページの活用、大使館や港区国際交流協会や民間等の協力を得て、情報提供します。

(産業・地域振興支援部)

- 高齢者や障害者に対しては、訪問電話やファクシミリ通報など音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行います。

(保健福祉支援部)

(2) 関係機関への情報提供

- 事前に整備した情報管理システムにより、医療機関との情報共有を進めます。

(みなと保健所)

- 医療機関等の関係機関に対し、国内発生後の対応策について協力を依頼します。

(みなと保健所)

3 区民相談

- 区民の不安を解消し、適切な感染防止対策を促すため、速やかに、みなと保健所に相談センターを設置します。

平日（8：30～17：15）はみなと保健所に設置する相談センターで、夜間・休日の保健所閉庁時間帯においては、都区市の保健所共同の相談センターを設置し、当初は各保健所から派遣された職員が輪番で対応します。

(みなと保健所)

- 区民に対し、専門的な相談機関である相談センターの役割などについて、周知を徹底します。

特に、海外発生期から都内発生早期までに感染が疑われる患者が、相談センターを介さず、一般医療機関を受診することがないように、迅速かつ的確に周知します。

(みなと保健所)

- 多様な区民からの相談に対応できるよう、発生段階に応じた相談体制について各部は事前に検討し、必要な準備を行います。

(各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局)

4 感染拡大防止

(1) 感染拡大防止策の準備

- 保健所は、区内における患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進めます。 **（みなと保健所）**
- 区立学校については、感染予防策を徹底するよう注意喚起を行います。また、区内での発生に備え、国の基本的対処方針を踏まえ、学級閉鎖や臨時休校の基準を検討します。 **（教育委員会事務局）**
- 保育施設等における手洗い、マスク着用、咳エチケット等の徹底など感染予防策について注意喚起を行います。 **（子ども家庭支援部）**
- 国内発生以降、発生段階に応じて国の基本的対処方針を踏まえ、事業者や区民に対し、施設利用者への手洗い、発熱等の症状がある施設利用者の利用制限、催物や不要不急の外出の自粛等の呼び掛けなどを区長コメントとして発信し、必要に応じて感染拡大防止策の協力を求めることを周知します。
（各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局）
- 政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は、施設の使用及び催物の開催を制限又は停止の要請、区民へ外出自粛等の要請をする場合もあること、また、これに伴い平常時より施設利用等の一部のサービスが低下することを、事前に周知し、理解と協力を引き続き求めます。
（各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局）
- 衛生資器材等（消毒薬、マスク等）を区有施設の窓口等に配置し、感染拡大の防止に努めます。
（各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局）

(2) 水際対策

- 国等からの協力要請に基づいて、羽田空港及び東京港における検疫について、必要な協力を行います。 **（みなと保健所）**
- 発生国からの帰国者や渡航者に対し、国の方針の下、健康観察などを行います。 **（みなと保健所）**
- 海外渡航者向けには、区ホームページ等により、国からの発生国の感染に係る注意情報の提供及び注意喚起を行います。 **（みなと保健所、企画経営部）**

5 予防接種

(1) ワクチン供給体制

- ワクチンの円滑な流通に向けて、国及び都から情報を収集します。 **（みなと保健所）**

(2) 特定接種

- 事前に決定した接種方法に基づいて、国からの指示により、区職員等に対して、接種の実施が決定された場合、接種を実施します。 **（みなと保健所、総務部）**
- 登録事業者が自ら接種体制を構築することが困難な場合には、国が行う事業者支援に引き続き協力します。 **（みなと保健所）**

(3) 住民接種

- 全区民が速やかに接種できるよう、集団的接種を基本として、事前に決定した接種方法（接種場所や人員確保など）に基づいて準備します。（みなと保健所）
- 港区以外の区市町村においても円滑に住民接種が受けられるよう、区市町村間で広域的な協定を締結するよう努めます。（みなと保健所）

6 医療

- 新型インフルエンザ等のり患が疑われる者の受入れについて、専門外来を設置する区内の感染症診療協力医療機関に要請するとともに、受け入れ態勢や緊急時の連絡方法等を確認します。（みなと保健所）
- 専門外来以外の医療機関を患者が受診する可能性があるため、医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じたうえで、診療にあたるよう体制の整備を依頼します。（みなと保健所）
- 専門外来及びそれ以外の医療機関等に対し、感染が疑われる患者が受診した場合には、直ちに保健所に連絡するよう依頼します。（みなと保健所）
- 検査結果等から患者と確定された場合は、感染症法に基づき、感染症指定医療機関への入院勧告及び移送を行います。（みなと保健所）
- 国及び都から提供される診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。（みなと保健所）
- 医療確保計画に基づいた専門外来の設置及び運営を進めます。（みなと保健所）
- 都内感染期には医療従事者の不足が想定されるため、港区医師会と連携し、状況に応じた休日・休日準夜診療体制の整備や軽症者をできる限り地域の中核的医療機関以外の医療機関で診療する、または、地域の中核的医療機関の診療に他の医療機関の医療従事者が協力する等、地域全体で医療体制が確保されるよう協力を依頼します。（みなと保健所）

7 区民生活及び経済活動の安定確保

- 新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを高齢者、障害者の要援護者に訪問電話やファクシミリ通信等を活用して周知します。（保健福祉支援部）
- 食料品・生活関連物資等の購入にあたって、食料品・生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、都と連携して適切な行動を呼びかけます。（産業・地域振興支援部）
- 都の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保や遺体の搬送等ができるよう準備を行います。（各地区総合支所・産業・地域振興支援部、教育委員会事務局）
- 発生時に配慮を要する高齢者、障害者への対応について、訪問介護の福祉サービス事業者等に協力を依頼する等、発生時には必要な支援が実施できるよう準備を開始します。（保健福祉支援部）

3 国内発生早期（都内未発生期）

〔状況〕

- 東京都以外の国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

〔目的〕

- 都内での発生に備えた体制の整備を行います。
- 情報収集を行い、患者に適切な医療を提供します。
- 感染拡大に備えた体制の整備を行います。

〔対策の考え方〕

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止対策等を行います。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染対策等を実施します。
- 2 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供を行います。
- 3 都内での患者発生がなく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供します。
- 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施します。
- 5 都内発生早期への移行に備えて、医療体制の確保、区民生活及び区民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を迅速に行います。
- 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

1 サーベイランス・情報収集

- 通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランス（P19「臨時サーベイランス」参照）を実施します。（みなと保健所）
- 国及び都、マスコミ報道等を通じて、国内での発生状況等について情報収集します。（みなと保健所、防災危機管理室、教育委員会事務局）
- 情報管理システムにより、医療機関からの情報収集を進めます。（みなと保健所）

2 情報提供・共有

（1）区民及び事業者への情報提供

- 国内での発生及び国内発生早期への対策の移行について、区民に周知し、区民への感染予防策の励行を呼びかけます。また、発生状況など国の最新情報を、区のホームページやツイッター、安全・安心メールなどの広報媒体のほか、関係機関、メディア等の協力を得て、区民に情報提供します。（みなと保健所、防災危機管理室、企画経営部）
- 引き続き、区の報道発表を本部報として情報を一元的に管理し、都及び区全体の対応をわかりやすくするため、区ホームページにも本部報を再掲し、情報を集

国内発生早期
＜都内未発生期＞

約します。また、区長コメントを発信し協力を求めます。

(企画経営部、防災危機管理室)

- 事業者に対しては、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は必要に応じて特措法に基づき施設の使用制限や催物の開催制限の要請等もあり得ることを事前に周知し、理解を求めます。

(各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局)

- 外国人に対しては、区ホームページや大使館や港区国際交流協会や民間等の協力を得て、引き続き情報提供します。(産業・地域振興支援部、企画経営部)
- 高齢者や障害者に対しては、訪問電話やファクシミリ通報など音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により引き続き情報提供を行います。

(保健福祉支援部)

(2) 関係機関への情報提供

- 事前に整備した情報管理システムにより、医療機関との情報共有を進めます。(みなと保健所)
- 医療機関等の関係機関に対し、都内発生後の対応策について協力を依頼します。(みなと保健所)

3 区民相談

- 引き続き、相談センターで、専門外来の案内、保健医療に関する一般相談や都区市が共同で設置する相談センターで対応します。(みなと保健所)
- 区民や事業者等からの問合せに対応するとともに、適切な窓口を案内します。(各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局)

4 感染拡大防止

(1) 感染拡大防止策の準備

- 基本的な感染予防策の普及を引き続き推進します。(各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局)
- 区内の学校、幼稚園、保育施設、高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼びかけます。(保健福祉支援部、子ども家庭支援部、教育委員会事務局)
- 発生した道府県の感染者の重症度等を国や都から情報収集し、都内発生後の区の感染拡大防止策の対応レベルを検討します。また、感染リスクが高い施設について、都の方針に基づき、区の方針を決定し、都内発生時の対応を準備します。(みなと保健所、防災危機管理室、教育委員会事務局)
- 政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は、施設の使用及び催物の開催を制限又は停止の要請、区民へ外出自粛等の要請をする場合もあること、また、これに伴い平常時より一部のサービスが低下することを周知し、理解と協力を求めます。(各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局)
- 区は衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の必要量を区有施設に配備します。(防災危機管理室)
- 保健所は、区内における患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応(入院勧告措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を引き続き進めます。(みなと保健所)

(2) 水際対策

- 発生地域への渡航自粛について、風評被害を惹起しないよう留意しながら、区民に呼びかけます。 (みなと保健所、防災危機管理室)
- 国等からの協力要請に基づいて、羽田空港及び東京港における検疫について、必要な協力を行います。 (みなと保健所)
- 発生国からの帰国者や渡航者に対し、国の方針の下、健康観察などを行います。 (みなと保健所)
- 海外渡航者向けには、区ホームページ等により、国からの発生国の感染に係る注意情報の提供及び注意喚起を行います。 (みなと保健所、企画経営部)

5 予防接種

(1) ワクチン供給体制

- ワクチンの円滑な流通に向けて、国及び都から情報を収集します。 (みなと保健所)

(2) 特定接種

- 事前に決定した接種方法に基づいて、国からの指示により、区職員等に対して、接種の実施が決定された場合、接種を実施します。 (みなと保健所、総務部)
- 登録事業者が自ら接種体制を構築することが困難な場合には、国が行う事業者支援に引き続き協力します。 (みなと保健所)

(3) 住民接種

- 全区民が速やかに接種できるよう、集団的接種を基本として、事前に決定した接種方法(接種場所や人員確保など)に基づいて準備します。 (みなと保健所)
- 緊急事態宣言がされている場合は、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施します。 (みなと保健所)

6 医療

- 港区医師会等を通じて、患者の増加に備え、対応する病床確保に向けた院内調整を開始するよう、感染症入院医療機関をはじめとする一般医療機関に依頼します。 (みなと保健所)
- 引き続き、専門外来及びそれ以外の医療機関等に対し、感染が疑われる患者が受診した場合には、直ちに保健所に連絡するよう依頼します。 (みなと保健所)
- 引き続き、検査結果等から患者と確定された場合は、感染症法に基づき、感染症指定医療機関への入院勧告及び移送を行います。 (みなと保健所)
- 国及び都から提供される診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。 (みなと保健所)
- 都内感染期には医療従事者の不足が想定されるため、港区医師会と連携し、状況に応じた休日・休日準夜診療体制の整備や軽症者をできる限り地域の中核的医療機関以外の医療機関で診療する、または、地域の中核的医療機関の診療に他の医療機関の医療従事者が協力する等、地域全体で医療体制が確保されるよう協力を依頼します。 (みなと保健所)

7 区民生活及び経済活動の安定確保

- 高齢者や障害者の要援護者への支援やごみ処理等について、都内感染期に備えた準備を進めます。 (保健福祉支援部、環境リサイクル支援部)
- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品・生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、都と連携して適切な行動を呼びかけます。 (産業・地域振興支援部)
- 都の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保や遺体の搬送等ができるよう引き続き準備を進めます。 (各地区総合支所、産業・地域振興支援部、教育委員会事務局)
- 発生時に配慮を要する高齢者、障害者への対応について、訪問介護の福祉サービス事業者等に協力を依頼する等、事前に取り決めた方法等により、必要な支援が実施できるよう引き続き準備します。 (保健福祉支援部)

4 都内発生早期

〔状況〕

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

〔目的〕

- 都内（区内）での感染拡大をできる限り抑えます。
- 患者に適切な医療を提供します。
- 感染拡大に備えた体制の整備を行います。

〔対策の考え方〕

- 1 感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止対策等を行います。都内や区内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとります。
- 2 医療体制や拡大防止対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供を行います。
- 3 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供します。
- 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施します。
- 5 都内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、区民生活及び区民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。
- 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、実施します。

1 サーベイランス・情報収集

- 通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時のサーベイランス（P19「臨時サーベイランス」参照）を実施します。（みなと保健所）
- 国及び都、マスコミ報道等を通じて、国内（都内）での発生状況等について情報収集します。（みなと保健所、企画経営部、防災危機管理室、教育委員会事務局）
- 情報管理システムにより、医療機関からの情報収集を進めます。（みなと保健所）

2 情報提供・共有

（1）区民及び事業者への情報提供

- 都知事による「発生宣言」を受け、区長コメントとして、都内での発生を発表し、感染予防策の励行を区民に呼びかけます。（企画経営部、防災危機管理室）
- 国内・都内での発生状況など最新情報を区のホームページやツイッターなどの広報媒体のほか、関係機関、メディア等の協力を得て、区民に情報提供するとともに、風評等による混乱防止を図ります。（みなと保健所、企画経営部、防災危機管理室）
- 区の報道発表を「本部報」として情報を一元的に管理し、情報を集約するとともに、区ホームページやツイッター、安全・安心メール等を活用したリアルタイムの情報提供を強化します。（企画経営部、防災危機管理室）

- 区民等への感染症情報の提供する際には、患者等の個人情報の取り扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は、誹謗中傷、風評被害等を惹起しないよう留意します。
(企画経営部、防災危機管理室)
- 外国人に対しては、大使館や国際交流財団、民間等の協力を得て、情報提供します。
(産業・地域振興支援部)
- 高齢者や障害者に対しては、訪問電話やファクシミリ通報など音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を継続して行います。
(保健福祉支援部)

(2) 関係機関への情報提供

- 医療機関等の関係機関に対し、区内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼します。
(みなと保健所)
- 情報管理システム等を活用し、医療機関等に対して、診断・治療等に資する情報、国や都及び区の方針を迅速に提供し、専門医療機関（感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関及び感染症入院医療機関）との連絡体制を強化します。
(みなと保健所)

3 区民相談

- 引き続き、相談センターで感染の疑いのある者に対し、専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応します。
(みなと保健所)
- 健康相談以外の様々な問合せが考えられるため、相談の多い問合せ窓口一覧を作成し、区ホームページに公表し、区民や事業者から各部に寄せられた相談内容を対策本部で共有し、必要な対応を講じます。
(企画経営部)
- 学校の臨時休業をはじめ、発生の影響が考えられる区の業務について、問合せへの対応は各部が行います。
(各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局)
- 問合せに一定程度回答でき、適切に問合せ先を案内できるよう、相談の多い問い合わせ窓口一覧を作成し、区ホームページに公表します。合わせて、みなとコールでも対応できるようFAQを配布します。
(企画経営部)

4 感染拡大防止

- 都内で新型インフルエンザ等が発生した場合、都内での感染拡大をできる限り抑えるため、都内発生と感染予防策の励行等、感染拡大防止を訴える区長コメントを発信します。
(みなと保健所、防災危機管理室)
- 学校、幼稚園、保育施設、高齢者施設等に対し、感染予防策を徹底するよう呼びかけます。同時に、区民、事業所等に対しては、正確な情報を提供し、感染予防策の励行や従業員の健康管理等を勧奨します。また、区立施設においては、率先して感染予防対策を実施します。
(みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局)
- 区内における患者の発生時において、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の家族・同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、健康観察の実施、有症時の対応指導等）を行います。
(みなと保健所)

＜都内発生早期＞

- 患者との接触者が関係する地域の学校や通所施設等について、感染拡大の恐れがある場合には、必要に応じて臨時休業を行うよう各設置者等に対して依頼します。
(保健福祉支援部、教育委員会事務局)
- 区立学校において、感染の疑い又は診断された児童・生徒等への対応は、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力します。また、他の児童・生徒等には、基本的な感染拡大防止の徹底に努めます。
(教育委員会事務局)
- 集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業などの措置を講じます。また、同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、当該学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じます。合わせて、私立学校についても区立学校と同様の情報提供を行い、必要に応じて、臨時休業を行うよう設置者に依頼します。
(防災危機管理室、教育委員会事務局)
- 幼稚園、保育施設等は、感染が疑われる園児について、健康観察を行うとともに、感染拡大防止策の実施に努めます。
(子ども家庭支援部、教育委員会事務局)
- 区民や事業者に対し、手洗い、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策等を勧奨します。
(みなと保健所、防災危機管理室)
- 事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底を依頼します。
(産業・地域振興支援部・みなと保健所)
- 国の情報や発生状況、区の対応を説明し、各事業者に感染拡大防止策の実施の協力や、政府が緊急事態宣言を行った場合に施設の使用や催物の制限があり得ることについて事前に周知します。
(各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局)
- 区の施設及び区が主催する催物において、率先して、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や休止します。また、衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の必要量を確保します。さらに、施設の利用方法や催物の変更内容の周知を徹底し、一部のサービスが低下することの理解と協力を求めます。
(各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局)
- 区の関連団体にも、集客施設や催物において、感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼します。また、区の施設内で業務を行う事業者にも、各施設で行う感染拡大防止策の協力を求めます。
(各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局)
- 区内における患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を引き続き進めます。
(みなと保健所)
- 都からの協力要請に基づいて、羽田空港及び東京港における検疫について、必要な協力を行います。
(みなと保健所)

5 予防接種

(1) ワクチン供給体制

- ワクチンの円滑な流通に向けて、国及び都から情報を収集します。
(みなと保健所)

(2) 特定接種

- 事前に決定した接種方法に基づいて、国からの指示により、区職員等に対して、接種の実施が決定された場合、接種を実施します。(みなと保健所、総務部)
- 特定接種については、国や都に協力し、登録事業者への接種に関する必要な支援を行います。(みなと保健所)

(3) 住民接種

- 全区民が速やかに接種できるよう、集団的接種を基本として、事前に決定した接種方法(接種場所や人員確保など)に基づいて準備します。(みなと保健所)
- 緊急事態宣言がされている場合は、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施します。(みなと保健所)

6 医 療

- 感染症地域医療体制ブロック協議会において事前に策定した感染症地域医療確保計画に基づき、患者の増加に備え、人工呼吸管理が必要な患者や小児の重症患者の受入れ等広域的に連携を図るよう医療機関に要請します。(みなと保健所)
- 保健所は、入院勧告した際には、発生した新型インフルエンザ等の感染性や病原性、患者の症状や全身状態などを勘案し、東京消防庁又は民間移送事業者に依頼して感染症指定医療機関に移送します。ただし、東京消防庁に移送を依頼する場合は、都が東京消防庁と調整します。(みなと保健所)
- 新感染症の場合、患者の感染症指定医療機関への移送は、都が締結している「感染症患者移送専用車両の運行等に関する協定」に基づき、原則として都が東京消防庁に依頼して感染症患者移送専用車両により行います。(みなと保健所)
- 国及び都から提供される診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。(みなと保健所)
- 都内感染期には医療従事者の不足が想定されるため、港区医師会と連携し、状況に応じた休日・休日準夜診療体制の整備や軽症者をできる限り地域の中核的医療機関以外の医療機関で診療する、または、地域の中核的医療機関の診療に他の医療機関の医療従事者が協力する等、地域全体で医療体制が確保されるよう協力を依頼します。(みなと保健所)

7 区民生活及び経済活動の安定確保

(1) 区民生活を支える事業の継続

- 区民生活を支える事業を継続できるよう、区業務継続計画等により、区の業務を継続します。業務継続計画の実行時期及び対策のレベル等については、区対策本部において決定します。
(各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局)
- 事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談体制を確保します。(産業・地域振興支援部)
- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品・生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、都と連携して適切な行動を呼びかけます。(産業・地域振興支援部)
- 高齢者や障害者の要援護者への支援やごみ処理等について、都内感染期に備えた準備を進めます。(保健福祉支援部、環境リサイクル支援部)

＜都内発生早期＞

(2) 遺体に対する適切な対応

- 都と連携し、国内での重症化率、致死率等の情報収集を行い、急増する死亡者に対する備えとして、可能な限り火葬炉を稼動し、火葬する準備を行います。あわせて、事業者に対しても火葬炉の稼動を依頼します。
(産業・地域振興支援部、みなと保健所)
- 都内感染期における死亡者の急増に備え遺体の一時収容所として使用できる施設のリストを作成します。
(教育委員会事務局)
- 遺体収容所の設置及び搬送等の運用の準備を行います。
(各地区総合支所、教育委員会事務局)

5 都内感染期

〔状況〕

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

〔目的〕

- 医療体制を維持します。
- 健康被害を最小限に抑えます。
- 区民生活及び経済活動に及ぼす影響を最小限にします。

〔対策の考え方〕

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替えます。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施します。
- 2 状況に応じた医療体制や感染拡大防止対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
- 4 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめます。
- 5 欠勤者の増大が予測されるが、区民生活・区民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続します。また、その他の社会活動をできる限り継続します。
- 6 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、速やかに実施します。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

1 サーベイランス・情報収集

- 東京感染症アラートによる全数検査の中止
地域での流行が拡大した時点で、専門外来を中止するとともに、東京感染症アラートによる全数検査を中止します。（みなと保健所）
- クラスタ（集団発生）サーベイランスの中止
地域での流行が拡大し患者報告数が増加した（定点医療機関当たり患者報告数1.0人（週）を超えた）時点で、クラスタサーベイランスに伴うウイルス検査を中止します。（みなと保健所）
- 入院サーベイランスにより、重症化リスクの程度を把握します。（みなと保健所）

2 情報提供・共有

（1） 区民及び事業者への情報提供

- さらに、区長コメントにより、外出や催物の自粛など感染拡大防止対策への一層の協力を呼びかけるとともに、区ホームページなど多様な広報手段を活用して

<都内感染期>

情報提供を行い、社会不安の解消及びパニック防止に努めます。

(企画経営部、防災危機管理室)

- 流行の警戒を呼びかけ、感染予防策の徹底、不要不急の外出や催物等の自粛など、感染拡大防止策を強化するよう一層の協力を呼びかけます。
(各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局)
- 国内及び都内での発生状況や、医療機関への受診等のルールの変更など最新情報を区のホームページやツイッター、安全・安心メール等の広報媒体のほか、関係機関、メディア等の協力を得て、区民に情報提供するとともに、風評等による混乱防止を図ります。
(防災危機管理室、企画経営部)
- 外国人に対しては、区ホームページや大使館や国際交流協会、民間等の協力を得て、情報提供します。
(産業・地域振興支援部)
- 高齢者や障害者に対しては、訪問電話やファクシミリ通報など音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を継続して行います。
(保健福祉支援部)
- 区の報道発表を「本部報」として情報を一元的に管理し、情報を集約するとともに、ホームページやツイッター等を活用したリアルタイムでの情報提供を強化します。
(企画経営部、防災危機管理室)
- 区民等への感染症情報の提供する際には、患者等の個人情報の取り扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は、誹謗中傷、風評被害等を惹起しないよう留意します。
(企画経営部、防災危機管理室)

(2) 関係機関への情報提供

- 港区三師会、医療機関等の関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応及び最新情報を迅速に提供するとともに、都内感染期の対応を依頼します。
(みなと保健所)
- 情報管理システム等を活用し、医療機関等に対し、診断・治療等に資する情報、国や都及び区の方針を迅速提供します。
(みなと保健所)

3 区民相談

- 専門外来の終了に伴い、相談センターは、専門外来への振り分けを終了しますが、保健医療に関する相談対応については、引き続き、保健所において開庁時間帯は対応を、休日・夜間の保健所開庁時間帯における一般相談に係る業務は、都が民間のコールセンターへ委託し対応します。
(みなと保健所)
- イベントの開催や施設の利用等が変更になったものについては、区ホームページに情報を掲載して集約するなど、重要な情報発信は複数で行い、利用者への周知徹底を図ります。
(各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局)

4 感染拡大防止

- 政府対策本部が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は、必要に応じて、都が不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請・指示等を行うため、都と連携して対応するとともに、区は、区長コメント発し、感染拡大の防止に努めます。
(防災危機管理室)
- 幼稚園、保育施設、学校等は、園児・児童・生徒の健康管理に努めるとともに、

基本的な感染拡大防止をより徹底します。また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国の基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校等）についての措置を講じます。

（子ども家庭支援部、防災危機管理室、教育委員会事務局）

- 社会福祉施設に対し、利用者及び施設職員等の感染予防策を強く勧奨するとともに、基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、施設の利用制限等の措置を講じます。**（保健福祉支援部）**
- 事業者に対し、従業員の時差出勤を含めた基本的な感染予防策を強く勧奨するとともに、感染症の症状の認められた場合には、健康管理・受診を勧奨します。また、集客施設の管理や催物を主催する事業者に対しては、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や自粛を呼びかけます。**（各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局）**
- 区民に対し、不要不急の外出自粛や感染拡大防止を呼び掛けるとともに、従業員の不足により、様々なサービスが平常時より低下することの理解と協力を求めます。**（各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局）**

5 予防接種

（1）ワクチン供給体制

- ワクチンの円滑な流通に向けて、国及び都から情報を収集します。**（みなと保健所）**

（2）特定接種

- 事前に決定した接種方法に基づいて、国からの指示により、区職員等に対して、接種の実施が決定された場合、接種を実施します。**（みなと保健所、総務部）**
- 特定接種については、国や都に協力し、登録事業者への接種に関する必要な支援を行います。**（みなと保健所）**

（3）住民接種

- 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。**（みなと保健所）**
- 緊急事態宣言がされている場合は、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施します。**（みなと保健所）**

6 医療

<第一ステージ（通常の院内体制）>

- 患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応します。かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介又は搬送を行うよう、港区医師会等を通じて医療機関に周知します。**（みなと保健所）**
- 一般病床を有する全ての医療機関が、医療機能に応じて患者の入院受入れを行い、とりわけ感染症入院医療機関は、あらかじめ都に登録した病床数に応じて、円滑に患者を受入れるよう、医療機関に周知します。**（みなと保健所）**
- 重症患者受入可能医療機関の機能を確保するため、区民に対し、外来診療についてはかかりつけ医への受診を促すなど協力を要請します。**（みなと保健所）**
- 都と連携して、抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫情報の把握に努め、港

区薬剤師会や医薬品卸売販売事業者の協力を得て、医薬品の効率的な配分と集約を図ります。
(みなと保健所)

＜第二ステージ（院内体制の強化）＞

- 都は、入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入れが困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期などの特段の措置を講じるよう要請し、都内の入院受入体制の強化を図ります。また、インフルエンザサーベイランスで定点医療機関当たり患者報告数が週当たり10人を超え、病床がひっ迫している状態が確認された段階で、特段の措置の実施を要請します。区は都と連携して区内の入院受入体制の強化を図ります。
(みなと保健所)
- 港区医師会や港区薬剤師会に対し、区内の重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう要請します。
(みなと保健所)

＜第三ステージ（緊急体制）＞

- インフルエンザサーベイランスにおいて定点医療機関当たり患者報告数が週当たり30人を超えて更に上昇傾向にあり、かつ特段の措置をもってしても病床がひっ迫している状況が確認された場合、都が第三ステージへの移行を判断します。それに合わせて区においても第三ステージへ移行します。
(みなと保健所)
- 入院治療が必要な患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂や講堂など）に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、都と連携して医療機関へ要請します。
(みなと保健所)
- 引き続き、港区医師会、港区薬剤師会に対し、区内の重症患者受入可能医療機関に対する支援を行うよう要請します。
(みなと保健所)

7 区民生活及び経済活動の安定確保

(1) 区民生活を支える事業の継続

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品・生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、都と連携して適切な行動を要請します。
(産業・地域振興支援部)
- 区民及び事業者にごみの排出抑制への協力を求めます。平時の収集体制を維持することが困難になった場合は、可燃ごみの収集を優先し、他のごみ・資源の収集を一部休止します。
(環境リサイクル支援部)
- 高齢者や障害者要援護者の生活を支える介護事業者等に事業維持を要請します。
(保健福祉支援部)
- 事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談対応を実施します。
(産業・地域振興支援部)
- 国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、区民の権利利益を保護します。
(各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局)
- 区民生活を支える事業を継続できるよう、区業務継続計画等により、業務を継続します。

(各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局)

(2) 遺体に対する適切な対応

- 急増する死亡者に対応するため、可能な限り火葬炉を稼動するよう、事業者に対して要請します。 (産業・地域振興支援部)
- 火葬場の火葬能力の限界を超えた場合には、遺体を一時的に収容するため、遺体の一時収容所の確保及び適切な運用を行います。 (各地区総合支所、教育委員会事務局)
- ドライアイスを扱う業界に遺体収容所設置時にドライアイスの供給を要請します。 (産業・地域振興支援部)
- 遺体収容所へ遺体を円滑に搬送できるよう進めます。 (各地区総合支所)

6 小康期

〔状況〕

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行はいったん終息している状況

〔目的〕

- 区民生活及び区民経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。

〔対策の考え方〕

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について区民に情報提供します。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

1 サーベイランス・情報収集

- 再流行を早期に探知するため、再流行（1.0人/定点医療機関）するまでの間、都及び関係機関と連携し、クラスターサーベイランスを実施します。

（みなと保健所）

2 情報提供・共有

（1）区民及び事業者への情報提供

- 都内の流行の終息を受け、対策を「小康期」に切り替え、不要不急の外出や催物等の自粛など感染拡大防止策を解除し、区民生活及び経済活動の速やかな回復を、区長コメントを発信するとともに、区のホームページやツイッター、安全・安心メール等の広報媒体のほか、関係機関やメディア等の協力を得て、区民や事業者呼びかけます。併せて、第二波発生の可能性もあることから、それに備えることも呼びかけます。

（各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局）

- 外国人に対しては、大使館や港区国際交流協会、民間等の協力を得て、情報提供します。

（産業・地域振興支援部）

- 高齢者や障害者に対しては、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供します。

（保健福祉支援部）

（2）関係機関への情報提供

- 医療機関等に対し、患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供し、「小康期」への移行を図ります。

（みなと保健所）

- 第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備等、対策の方針を伝達するとともに、各機関等の現状を把握します。

（みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局）

3 区民相談

- 保健所に設置した相談センターは、状況に応じて終了します。また、夜間・休日の一般相談も終了します。
(みなと保健所)
- 保健所は、通常業務において、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応します。
(みなと保健所)

4 感染拡大防止

- 流行の状況を踏まえ、施設管理者等関係者へ感染拡大防止策の要請を解除します。また、流行の第二波に備えて、感染拡大防止策を見直し、改善に努めます。
(各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局)

5 予防接種

- 第二波に備え、未接種者に対し接種を勧奨します。
(みなと保健所)

6 医療

- 医療機関等に対して、平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼びかけます。
(みなと保健所)
- 第二波に備えた医薬品・医療用資器材等の使用状況確認・準備を呼びかけます。
(みなと保健所、防災危機管理室)

7 区民生活及び経済活動の安定確保

- 区長コメント等の発表により、区民及び事業者に、平常時の区民生活への回復を呼びかけます。
(企画経営部、防災危機管理室)
- 区役所機能については、状況に応じ平常時の体制に移行します。また、第二波に備えて業務継続計画の検証や見直し、改定を行います。
(各地区総合支所、みなと保健所、防災危機管理室、各部、教育委員会事務局)

<小康期>

主な各段階における対策

	未発生期	海外発生期	国内発生期（都内未発生期）	都内発生早期	都内感染期	小康期
発生段階の目的	■発生の備えや体制整備と発生時の周知	■国内侵入をできる限り遅らせ、都内発生に備えた体制整備	■都内発生に備えた体制の整備及び発生に係る情報収集 ■適切な医療提供と感染拡大に備えた体制整備	■区内での感染拡大抑制及び体制の整備 ■適切な医療提供	■医療体制の維持 ■健康被害の抑制 ■区民生活・経済への影響の最小化	■区民生活・経済の回復を図る ■第二波に備えた対応
サーベイランス・情報収集	<p>平時のサーベイランス・情報収集</p> <p>国・都等からの情報収集、人材育成</p> <p>情報収集体制の整備</p>	<p>サーベイランスの強化・全数把握</p> <p>海外での発生状況を国・都から収集</p> <p>システムの運用による関係機関等の情報収集</p>	<p>国内発生状況等把握</p>		<p>入院・重症サーベイランスに切替</p>	<p>平時のサーベイランスの実施</p>
情報提供・共有	<p>区民等への情報提供、広報体制の整備</p> <p>感染症等情報管理システムの構築</p>	<p>海外発生状況等最新情報の提供</p> <p>対策本部情報の一元化、ICTや訪問電話等を活用した情報提供</p> <p>システムの運用による関係機関等への情報提供及び情報の共有</p>	<p>基本的知識、発生状況、感染予防策等の情報提供</p>			
区民相談	<p>全庁的な相談体制の検討・整備</p> <p>相談センターの設置準備</p>	<p>健康相談・医療関連相談窓口の開設・運営（新型インフルエンザ等相談センター）</p>	<p>区民・事業者等からの問合せに対応</p>			<p>相談体制の縮小・廃止</p>
感染拡大防止	<p>基本的な感染予防策の周知</p> <p>国・都の検疫強化ための準備</p>	<p>感染予防策の注意喚起</p> <p>国・都と連携し、入国者等に疫学調査実施 本人感染や濃厚接触者への対応準備及び対応</p>	<p>感染予防策の勧奨</p> <p>区有施設へ衛生資材の配備</p> <p>学校等における感染拡大防止対策の実施</p>		<p>不要不急の外出や催物開催の自粛要請</p>	<p>第二波に備え 拡大防止策の見直し</p>
予防接種	<p>特定接種実施体制の準備</p> <p>住民接種実施体制の準備</p>	<p>国指示による特定接種の実施</p>	<p>国の緊急事態宣言時に住民接種（臨時または新臨時接種）の実施</p>			<p>第二波に備え、予防接種の勧奨</p>
医療	<p>地域医療体制の整備・確保の準備</p>	<p>専門外来の開設及び感染症診療協力医療機関との医療体制の確認 患者は、感染症指定医療機関へ移送</p>	<p>地域医療提供体制の協力依頼</p>		<p>全ての医療機関で対応</p> <p>1ST 通常の院内体制 2ST 院内体制の強化 3ST 緊急体制</p>	<p>平時の医療体制へ移行</p>
区民生活及び経済活動の安定確保	<p>要援護対象者の把握・手続の検討</p> <p>火葬施設等の把握及び実施体制の整備</p> <p>区業務継続計画の改訂や訓練</p>	<p>要援護者への支援・ごみ処理対策の準備</p> <p>行政機能の維持、食料・生活必需品の買占め、売惜しみ防止等の呼びかけ</p>		<p>火葬場の稼働要請・遺体安置所の運用等</p> <p>要援護者等支援の実施・ごみ処理方法の変更</p>		<p>第二波に備え、業務継続計画の検証や見直し</p>

港区新型インフルエンザ等対策連絡会議設置要綱

平成 25 年 11 月 25 日
25 港み生第 2828 号

(設置)

第 1 条 新型インフルエンザ等感染症その他の新興・再興感染症から区民の生命及び健康を保護し、並びに健康被害を最小限に抑えることができるよう、区民が適切な医療を受けることのできる体制を確保する等、総合的な感染症対策を推進するため、港区新型インフルエンザ等対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 港区新型インフルエンザ等対策行動計画に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等発生時の対応及び連携に関すること。
- (3) 新型インフルエンザ等に関する情報の共有に関すること。
- (4) 医療体制の確保に関すること。
- (5) その他感染症対策について区長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 連絡会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、みなと保健所長をもって充て、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、別表に掲げるとおりとし、区長が委嘱し、又は任命するものとする。

(運営)

第 4 条 連絡会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(分科会)

第 5 条 委員長は、必要があると認めるときは、連絡会議に分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、分科会長、副分科会長及び分科会員をもって構成する。
- 3 分科会長は、委員長が指名する。
- 4 副分科会長は、分科会員のうちから分科会長が指名する。

(庶務)

第 6 条 連絡会議の庶務は、みなと保健所生活衛生課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 25 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

学識経験者
港区医師会代表
港区芝歯科医師会代表
港区麻布赤坂歯科医師会代表
港区薬剤師会代表
区内中核病院(感染症診療協力医療機関、感染症入院医療機関)等代表
東京都立駒込病院(東京都感染症指定医療機関)代表
みなと食品衛生協会代表

<参考>

港区環境衛生協会代表
区内警察署代表
区内消防署代表
みなと保健所生活衛生課長
みなと保健所保健政策調整担当課長
みなと保健所保健予防課長
みなと保健所健康推進課長
防災危機管理室危機管理・生活安全担当課長

港区新型インフルエンザ等対策連絡会議委員名簿

平成 26 年 4 月 1 日現在

団体名	名 称	役 職	氏 名
医師会	港区医師会	理事	中村 正彦
歯科医師会	港区芝歯科医師会	理事	手塚 勤
	港区麻布赤坂歯科医師会	理事	兼松由美子
薬剤師会	港区薬剤師会	会長	龍岡 健一
警察	愛宕警察署	警備課長	宮内 浩幸
消防	芝消防署	警防課長	島田 一郎
区内感染症 診療協力医 療機関・ 感染症入院 医療機関	東京慈恵会医科大学附属病院	感染対策室長	中澤 靖
	東京大学医科学研究所附属病院	感染免疫内科診療科長	鯉淵 智彦
	古川橋病院	理事長	鈴木 幸雄
学識経験者	北里研究所病院	副院長・呼吸器内科部長	鈴木 幸男
	国際医療福祉大学三田病院	副院長・呼吸器センター長	佐藤 哲夫
関係団体	川崎市健康安全研究所	所長	岡部 信彦
	明治学院大学	社会学部教授	河合 克義
都感染症指定 病院	みなと食品衛生協会	会長	梶山 雅男
	港区環境衛生協会	会長	金子 邦夫
区役所	駒込病院	感染症科部長	味澤 篤
	保健所	保健所長	大地まさ代
	保健所	生活衛生課長	菅根 克己
	保健所	保健政策調整担当課長	田代喜司郎
	保健所	保健予防課長	尾高 朋子
	保健所	健康推進課長	西塚 至
	防災課	危機管理・生活安全担当課長	増田 光春

港区新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会設置要綱

平成 25 年 11 月 25 日
25 港み生第 2827 号

(設置)

第 1 条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 8 条に基づく、港区新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するため、港区新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の策定等に関すること。
- (2) その他区長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、保健福祉支援部を担任する副区長をもって充て、会務を統括する。
- 3 副委員長は、みなと保健所長をもって充て、委員長を補佐する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員は、別表 1 に掲げる者をもって充てる。
- 6 委員長は、前項の委員のほかに、必要と認める者を臨時委員として指名することができる。

(運営)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第 5 条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第 2 条各号に掲げる委員会の所掌事項について検討を行い、委員会に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、みなと保健所長をもって充て、必要に応じて幹事会を招集し、これを主宰する。
- 5 副幹事長は、みなと保健所保健政策調整担当課長及びみなと保健所保健予防課長をもって充て、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指名する副幹事長がその職務を代理する。
- 6 幹事は、別表 2 に掲げる者をもって充てる。
- 7 幹事長は、前項に定める幹事のほか、必要と認めるときは臨時の幹事を指名することができる。

(部会)

第 6 条 幹事長は、幹事会の運営を補佐するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、幹事長の指名する部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対して部会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

(記録)

第 7 条 委員長は、会議の要旨を作成し、これを保存しなければならない。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、みなと保健所生活衛生課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 25 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

芝地区総合支所長
麻布地区総合支所長
赤坂地区総合支所長
高輪地区総合支所長
芝浦港南地区総合支所長
産業・地域振興支援部長
保健福祉支援部長
子ども家庭支援部長
街づくり支援部長
環境リサイクル支援部長
企画経営部長
防災危機管理室長
総務部長
教育委員会事務局次長

別表 2 (第 5 条関係)

芝地区総合支所管理課長
麻布地区総合支所管理課長
赤坂地区総合支所管理課長
高輪地区総合支所管理課長
芝浦港南地区総合支所管理課長
産業・地域振興支援部地域振興課長
保健福祉支援部保健福祉課長
みなと保健所生活衛生課長
子ども家庭支援部子ども家庭課長
街づくり支援部都市計画課長
環境リサイクル支援部環境課長
企画経営部企画課長
防災危機管理室防災課長
総務部総務課長
教育委員会事務局庶務課長

<参考>

港区新型インフルエンザ等対策行動計画
策定委員会・幹事会名簿
委員会

	役 職	職 名	氏 名	備 考
委 員 会	委 員 長	副 区 長	田 中 秀 司	
	副 委 員 長	み な と 保 健 所 長	大 地 ま さ 代	
	委 員	芝 地 区 総 合 支 所 長	新 村 和 彦	～平成 26 年 3 月 31 日
	同 上	同 上	波 多 野 隆	平成 26 年 4 月 1 日～
	同 上	麻 布 地 区 総 合 支 所 長	青 木 康 平	
	同 上	赤 坂 地 区 総 合 支 所 長	北 本 治	
	同 上	高 輪 地 区 総 合 支 所 長	塚 田 浩 一	～平成 26 年 3 月 31 日
	同 上	同 上	横 山 大 地 郎	平成 26 年 4 月 1 日～
	同 上	芝 浦 港 南 地 区 総 合 支 所 長	益 口 清 美	
	同 上	産 業 ・ 地 域 振 興 支 援 部 長	塚 田 浩 一	～平成 26 年 3 月 31 日
	同 上	同 上	横 山 大 地 郎	平成 26 年 4 月 1 日～
	同 上	保 健 福 祉 支 援 部 長	益 口 清 美	
	同 上	子 ども 家 庭 支 援 部 長	北 本 治	
	同 上	街 づ くり 支 援 部 長	新 村 和 彦	～平成 26 年 3 月 31 日
	同 上	同 上	波 多 野 隆	平成 26 年 4 月 1 日～
	同 上	環 境 リ サ イ ク ル 支 援 部 長	青 木 康 平	
	同 上	企 画 経 営 部 長	杉 本 隆	
	同 上	防 災 危 機 管 理 室 長	内 田 勝	
	同 上	総 務 部 長	渡 邊 正 信	
同 上	教 育 委 員 会 事 務 局 次 長	安 田 雅 俊		

幹事会

幹事会	幹事長	みなと保健所長	大地まさ代	
	副幹事長	みなと保健所保健政策調整担当課長	田代喜司郎	
	同上	みなと保健所保健予防課長	尾高 朋子	
	幹事	芝地区総合支所管理課長	堀 二三雄	
	同上	麻布地区総合支所管理課長	西田 京子	～平成26年3月31日
	同上	同上	大滝 裕之	平成26年4月1日～
	同上	赤坂地区総合支所管理課長	浅山 正樹	
	同上	高輪地区総合支所管理課長	神田 市郎	
	同上	芝浦港南地区総合支所管理課長	高嶋 慶一	
	同上	産業・地域振興支援部地域振興課長	遠井 基樹	
	同上	保健福祉支援部保健福祉課長	森 信二	～平成26年3月31日
	同上	同上	西田 京子	平成26年4月1日～
	同上	みなと保健所生活衛生課長	大滝 裕之	～平成26年3月31日
	同上	同上	菅根 克己	平成26年4月1日～
	同上	子ども家庭支援部子ども家庭課長	櫻庭 靖之	
	同上	街づくり支援部都市計画課長	波多野 隆	～平成26年3月31日
	同上	同上	坂本 徹	平成26年4月1日～
	同上	環境リサイクル支援部環境課長	亀田 賢治	～平成26年3月31日
	同上	同上	奥野 佳宏	平成26年4月1日～
	同上	企画経営部企画課長	大澤 鉄也	
	同上	防災危機管理室防災課長	菅根 克己	～平成26年3月31日
	同上	同上	亀田 賢治	平成26年4月1日～
	同上	防災危機管理室危機管理担当課長	児玉 宏	～平成26年3月31日
	同上	同上	増田 光春	平成26年4月1日～
同上	総務部総務課長	所 治彦	～平成26年3月31日	
同上	同上	森 信二	平成26年4月1日～	
同上	教育委員会事務局庶務課長	奥野 佳宏	～平成26年3月31日	
同上	同上	佐藤 雅志	平成26年4月1日～	

港区新型インフルエンザ等対策行動計画策定等の経過

年月日	区の実施
平成 25 年 11 月 25 日	港区新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について報告
平成 25 年 12 月 11 日	港区新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会開催
平成 25 年 12 月 20 日	保健福祉常任委員会に報告
平成 26 年 1 月 31 日	港区新型インフルエンザ等対策行動計画策定幹事会
平成 26 年 3 月 25 日	港区新型インフルエンザ等対策連絡会議
平成 26 年 8 月 5 日	港区新型インフルエンザ等対策行動計画策定幹事会
平成 26 年 8 月 14 日	港区新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会
平成 26 年 8 月 22 日	港区新型インフルエンザ等対策連絡会議委員へ意見照会
平成 26 年 9 月 4 日	港区新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）決定
平成 26 年 9 月 21 日	区民意見募集（9 月 21 日～10 月 20 日）
平成 26 年 9 月 21 日	東京都へ「港区新型インフルエンザ等行動計画」の意見照会
平成 26 年 10 月 22 日	港区新型インフルエンザ等対策連絡会議
平成 26 年 10 月 24 日	保健福祉常任委員会へ報告
平成 26 年 10 月 30 日	港区新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会
平成 26 年 11 月 7 日	港区新型インフルエンザ等対策行動計画決定

< 脚注 >

1 新型インフルエンザ

人類がこれまで経験したことの無い新しいインフルエンザウイルスが発生して、かつヒトからヒトに容易に感染するようになったもの。

2 パンデミック

感染症の世界的流行。

特に新型インフルエンザによるパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスがヒトからヒトへ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こす。

3 インフルエンザ

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルス表面にある赤血球凝集体（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖タンパクの抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これら亜型を指す。）

4 新感染症

ヒトからヒトに伝染すると認められる疾患であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項）

5 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現である。

6 指定（地方）公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医薬品又は医療機器の製造や販売、電機やガス等の供給等の公益的事業を営む法人で国又は都道府県知事が指定する機関で、新型インフルエンザ等が発生したときに国又は地方公共団体と連携して新型インフルエンザ等対策の的確な実施が求められる。

7 鳥インフルエンザ

ヒトのインフルエンザウイルスとは、別の鳥のインフルエンザウイルスによる感染症をいい、高病原性とは、鳥を死亡させるなどの鳥に対して高い病原性をもつことをいう。

8 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。経口内服薬のタミフル（商品名）や経口吸入薬リレンザ（商品名）等がある。

9 飛沫感染

感染したヒトが咳やくしゃみをすることで、排泄されるウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

10 接触感染

皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

11 致命率（Case Fatality Rate）

ある疾病に罹患した者のうち、死亡した者の割合である。

12 新型インフルエンザ相談センター

新型インフルエンザへの感染を疑う者からの電話相談に対して、適切な医療機関受診を案内することにより、患者の早期発見や感染拡大防止を図る施設。海外発生期に保健所に開設し、小康期に閉鎖する。

13 サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

様々な情報を収集して、状況を監視することを意味します。具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの疫学データについて情報収集、解析および情報提供を継続的に行うことをいう。

14 ワクチン

感染症の予防に用いる医薬品で、病原性をなくしたあるいは弱められた病原体から作られたもので、体内に抗体を作り、以後感染症に罹りにくくする。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

プレパンデミックワクチンは、新型インフルエンザが発生する前の段階で、パンデミックを引き起こす可能性のあるウイルス（H5N1）を基に製造されている。また、パンデミックワクチンは、新型インフルエンザの発生後にそのウイルスを基に製造される。そのため、パンデミックワクチンの開発製造には一定の時間を要する。

15 特定接種 P24 参照

16 積極的疫学調査

感染症の発生時に原因究明及び感染源を把握し感染拡大防止を図るために行う行動調査、喫食調査、健康調査などの疫学調査を積極的に行うこと。感染症法第15条に基づく調査をいう。

17 新型インフルエンザ専門外来

新型インフルエンザ患者が一般医療機関に受診して感染を拡大させないよう、発熱患者など、新型インフルエンザが疑われる患者の診断・治療を行う施設。

18 濃厚接触者

患者と密接な距離で居合わせたなどにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者である。

発行番号 26163-4228

港区新型インフルエンザ等対策行動計画
平成26年11月発行

発行 港区
編集 港区みなと保健所保健政策調整担当
港区三田1-4-10
Tel 03 (6400) 0041